

高崎市議会日本共産党

1 社会保障・教育の充実を財政運営の中心とし、大型公共事業・開発事業については目的、事業費、住民ニーズなどの観点から総合的・抜本的に見直すこと。

ア 都市集客施設は、音楽ホールや体育館など住民要望の高い施設の建設を中心に過大な計画にならないようにすること。民間資金をあてにしたビジネスゾーンも過大にならぬこと、また、出・退店の責任ルールを明確にすること。高前幹線道路計画を見直すこと。

【都市整備部】

都市集客施設建設にあたっては、華美な施設にならないよう配慮する。また、再開発事業については民間参画の規模によって事業全体の額が決定することから、民間の参画者と調整し負担額や出・退店のルールを決定したい。

高前幹線道路は本市の都市計画道路の骨格をなす幹線道路であり、国道17号線及び高崎前橋線を補完し、高崎前橋間の将来の交通需要に対処するために計画されたものである。また、その中の土地区画整理事業により整備される区間は、沿線地域のまちづくりを進めるうえで基本となる道路である。

そのため高前幹線については現在の都市計画決定に基づきながら、施工時期及び県道昇格について県と協議するとともに、関連する各事業とも調整を図りながら整備を進めていきたい。

イ 高崎スマートインター（仮称）建設に伴う排気ガスや騒音による住民への環境被害、通学路を含む安全対策、営農への深刻な影響等について万全な対策を講じること。沿線の開発計画は住民合意を優先すること。

【都市整備部】

スマートインターチェンジは、本市の都心部と高速道路をダイレクトに結節させ、都心部の持つポテンシャルを向上させ、人的、物的が交流する拠点性を高めるための重要施策として建設に取り組んでいる。

本市では、当該施設の整備を契機に、地元区長をはじめPTA関係者等と通学路等安全対策の協議検討を重ね、通学路の歩道整備などの対策工事も順次整備を進めているところである。居住環境や農耕地の影響についても、大気質や騒音・振動等の自主環境調査を実施し、必要に応じて関係者と協議し対策を検討することとしている。

また、計画を推進しているスマートインター周辺開発については、関係区長や地元住民等へ丁寧な説明を実施すると共に、居住環境改善対策についても十分な協議を行い進めていきたい。

ウ 公共料金引き上げをしないこと。

【水道局】

水道料金及び下水道使用料については、給水量が減少傾向にあり、収入の確保に苦慮しているが、平成29年度まで現行料金体系を維持することになったため、上・下水道ともに事務事業の見直しや経営のいっそうの効率化等を図り、支出の抑制を図る中で、現状維持に努めていきたい。

【下水道局】

水道料金及び下水道使用料については、節水型器具等の普及に伴い給水量の減少傾向が続いており、財源である収入の確保に苦慮しているが、合併協議において現行料金体

系を平成24年度末まで維持するとした期限を平成29年度末まで延長することが議会で議決されたので、今後も上・下水道ともに事務事業の見直しや経営の一層の効率化を図り、支出の抑制を図りながら対応していく。

- エ 消費税は逆累進課税で所得の低い人に重くのしかかる税金です。また、輸出企業は戻し税によって莫大な利益を受けるなどきわめて不公正で欠陥税制です。国民の過半数以上が反対している消費税の引上げには反対し、生計費の非課税と消費税を公共料金に転嫁しないよう国に要請すること。

【財務部】

消費税は消費一般に広く負担を求める税であり、公平、中立、簡素を旨として世代を通じた税負担の平準化、安定的な税収構造の観点からも広く認知されている国税である。

また、平成9年から地方税源の充実強化のため地方消費税が導入され、地方にとって貴重な財源であると認識している。

2 合併後の市政運営について

- ア 旧構成市町村の優れた住民サービスや諸施策を継承・発展させること。行政水準の調整で後退した住民サービス・福祉水準は全体を引き上げる計画を策定し年次計画で高いところに調整しなおすこと。

【総務部】

各種の行政制度や住民サービス、公共施設の利用などについては、サービスと負担の公平性や新市の一体感の確保、さらには、行政の効率的運営といった観点から調整を進めてきた。今後も、各地域住民の意識やニーズを的確に把握しながら、高崎市全体の住民サービスの向上に努めていきたい。

- イ 新市建設計画の具体化にあたっては、福祉・教育施設の整備を優先させること。施設整備は、身近で役立つ規模の建設計画にすること。土木建設事業に偏重しないこと。

【総務部】

新市基本（建設）計画の前期に位置づけられている重点事業については、第5次総合計画基本計画において実施するものとして、関連する施策に事務事業を位置づけている。同様に、新市建設（基本）計画の後期に位置づけられている重点事業についても、第5次総合計画基本計画において実施するものとして、基本構想の「地域のまちづくり」において、その方向性を明記している。

- ウ 地域審議会に住民の声が反映しやすく運営改善を図り、内容を周知すること。

【総務部】

合併により各地域に設置された地域審議会は、地域と行政をつなぐ重要な役割を担い、各地域の実施事業の進捗状況などに対して協議を行っている。地域審議会開催前には、事前に懇談会や勉強会を開催し、各地域の課題や要望などの把握に努めている。また、開催内容等については、市HPなどにより周知を行っている。今後も、地域審議会は地域の実施事業や課題を審議する機関として機能の充実に努め、周知についても充実させていきたい。

- エ 支所の遊休施設の市民への解放

【総務部】

合併により生じた支所の空きスペースについては、事務スペースや防災物資などの保管スペースとしての活用をはじめ、公共的団体の利用など地域住民との協働を推進する場として、地域の実情にあった利活用を図っていきたい。

3 平和行政について

ア 憲法を遵守し、戦争参加のあらゆる企てに反対すること。

【総務部】

憲法遵守は基本的な考えであり、戦争放棄についても同様である。

イ 核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしい平和事業、施策をさらに拡大、充実してゆくこと。市の刊行物に宣言文掲載の機会を広げ核兵器廃絶の機運を日常的に高揚すること。広島市や長崎市が世界に向けて発している「期限を定めた核廃絶」に高崎市も積極的なイニシアティブを発揮すること。

【総務部】

平和事業については、今後とも積極的に取り組みたい。宣言文は教育要覧に掲載済みであるが、他の市刊行物への掲載についても検討したい。また、平成20年度には核兵器廃絶に向け世界の都市と連帯する「平和市長会議」へも加盟した。今後も、他の自治体と歩調を合わせ、核兵器廃絶、真の恒久平和の実現へ取り組んでいく。

ウ 市庁舎周辺を「平和ゾーン」として25年度中に整備すること。原水協など平和団体に対する補助金を復活すること。

【総務部】

「平和ゾーン」の整備については、平成24年度中に本市の平和都市宣言を記した平和モニュメントを市庁舎前から庁舎前広場に移設し、すでに植樹してある被爆2世のアオギリ、クスノキと一体化させた整備を実施する。平和団体に対する補助金の復活については、皆さまの自主的な取り組みでお願いしたい。

エ 広島などの平和記念式典に小中学生の代表を派遣すること。

【総務部】

小中学生の代表を参加させている団体も見受けられるので、実施している団体の状況などを見ながら検討したい。

オ 自衛隊の海外派兵は明らかな憲法違反である。自衛隊派兵の恒久法づくりに反対すること。

【総務部】

自衛隊の海外派遣は、海賊対処法等に基づくものである。今後の派兵に係る恒久法については、さらなる慎重な議論を重ねていただきたい。

カ 相馬が原からのヘリ旅団配備の撤回と、吉井弾薬支処に配備されているミサイルの撤去と弾薬の試射中止を国に求めること。当面、周辺自治体との連絡調整機関を創設し、イニシアティブを発揮すること。

【総務部】

ヘリ旅団配備やミサイルの保管等については、国の中期防衛力整備計画に基づく、国の施策にかかわることと認識しており、県及び近隣市町村と連携して対処していきたい。

キ 有事法制を撤廃するよう国に働きかけること。戦闘を想定した演習や夜間訓練などが増加しているが、基地外で武器を携行しての演習を行わせないこと。自衛隊員募集業務など自治体への協力要請には一切協力しないこと。

【総務部】

自治体の協力要請等については、県及び近隣市町村と同一歩調で対応していきたい。

また、基地演習場以外での訓練のための武器携行については、市民の安全・安心を最優先に考えてもらうため、事前の広報、周知等を要請したい。

ク オスプレイ配備に反対し、低空飛行訓練の中止、ヘリコプターの騒音問題など住民生活保全の立場から国と米軍に改善を求めること。相馬が原の米軍使用に反対すること。日米合同演習へ参加しないよう 12 旅団に申し入れること。

【総務部】

米軍機の低空飛行訓練へは、市民に騒音や安全面の不安を与えることのないよう、県と連携して対処していきたい。

相馬原の米軍使用や日米合同演習への参加については、国の施策に関わることと認識しており、その扱いについては慎重に対応していきたい。

4 防災対策の整備、充実について

ア 防災のための系統的な訓練や点検を一層強化する。常備・非常備の人員・装備とも「消防力の整備指針」にもとづき、年次計画も定め充足を早急に図ること。自主防災組織の育成強化に努めること。

【総務部】

自主防災組織の育成強化のため、地域での防災講座の開催や結成時における防災資機材購入経費と防災訓練の実施経費に対する補助を継続しながら、さらなる市民の防災意識の向上と自発的な組織の充実及び活性化を促進していきたい。

【消防局】

多様化する災害態様に的確に対応するための警防体制の充実、複雑化する建物構造や性能規定化等に対応した予防業務の高度化・専門化、急速な高齢化に伴う救急出動件数の増加や救急業務の高度化を踏まえた救急体制の充実強化など、各分野において増大するニーズに的確に対応するために「消防力の整備指針」に基づき、常備、非常備ともに計画的に施設や資機材の整備に努めるとともに、職員の教育訓練を徹底し総合的な消防力の強化を図っていく。

また、構成市や関係機関と連携した総合防災訓練や各種の災害を想定した実践的な訓練、災害危険箇所等の点検、防火対象物への立入検査、警防規程に基づく警防調査などは、消防・防災活動の基本として、消防団、構成市、関係機関などと連携を図り、今後積極的に実施していく。また、消防団や地域の自主防災組織との連携を強化し、地域防災力の向上を推進していく。

イ 東日本大地震や浅間山噴火などの災害を踏まえ、市としての危機管理体制、安全点検・対策を強化すること。避難所の増設と住民への周知徹底、防災無線の設置を進めること。耐震型貯水槽の増設、防災備品の備蓄については避難所ごとの分散配備を計画的に進めること。

【総務部】

地域防災計画に基づき、防災体制の整備と災害対策を引き続き推進していく。また、避難所の適正設置に努めるとともに、防災資機材や食料等の備蓄については計画的に継続整備を行っていききたい。さらに、耐震性貯水槽及び防災無線については、改めて防災効果等の十分な検証を行いながら適切に対応していききたい。

ウ 消防車両の入れない地域への対策を進めること。

【消防局】

消防車両の入れない地域において、迅速に消火活動が実施できるよう、新たに導入する車両にはホースの延長資機材等の装備を積載し対応している。また、既存の消防車両においても当該地域での消火活動を想定して、相当数のホースを積載するとともに、出場車両の連携による効果的な災害対応に備えている。

さらに、警防規程に基づく当該地域での活動訓練や実践的な想定訓練を実施し、迅速・的確な対応ができるよう徹底を図っている。

今後も、地元消防団との連携を深め、火災予防の普及・啓発を推進するとともに、消防機関や地域で実施する各種防災訓練への参加を市民に積極的に呼びかけ、その中で防災意識の高揚を図っていく。

エ 雑居ビルなどへの査察・点検を強め、防災対策が進むように指導すること。

【消防局】

雑居ビルなどの防災対策として計画的に立入検査を行い、違反是正を推進しているところである。今後も、防火管理者の選任や消防訓練の実施など建物所有者等に対し建物の防災についてさらに理解を深めていただき、実効性のある防災対策の推進をしていく。

オ 震度7を想定した公共建築物の耐震診断を早急に実施し、診断に基づく補強補修を引き続き早急に計画を立て進めること。マンションをはじめとする民間中高層共同住宅などについても耐震診断と補強への費用補助制度を設けること。

【建設部】

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保だけではなく、地震発生後の被害情報収集や災害対策指示などの災害対策、救護や避難を図るための重要な役割がある。このことから、公共施設の所管課等は耐震診断・改修の計画を策定し、耐震化を進めることとしている。市営住宅については、平成19年度に東金井団地・鼻高団地市営住宅の耐震補強設計を実施し、20年度に東金井団地を、21年度に鼻高団地の耐震補強工事を行った。今後は、低層建築物の耐震診断を計画的に実施していききたい。

民間建築物については、阪神淡路大震災等で、建物が全壊・半壊をしたことにより、多数の方が犠牲となっている。亡くなられた方の多くは、古い木造住宅の倒壊などによるものが多数であると報告されている。こうしたことから、これらの木造住宅の耐震化の促進を優先的に図っていく。

カ 風水害対策を強化すること。浸水被害が想定される地域での抜本的な水害対策を早急に講ずること。

【総務部】

風水害対策については、地域防災計画に基づき、全庁横断的な事案に対応するための各部局間の連携を強化し、的確な緊急対応に努めていききたい。

【建設部】担当課：管理課・土木課

雨水対策事業として、水門の遠隔操作化やバイパス水路の整備等を行ってきたところであるが、今後も台風や集中豪雨等により浸水被害が発生している地域について、重点的に事業を推進していくとともに、既設水路の有効活用や県河川改修事業との連携を図り、災害に強いまちづくりを進めていきたい。

キ 被災者の救済を迅速に行うこと。必要に応じ、無利子の貸付金制度を設けること。災害見舞金を増額すること。

【福祉部】

市民が火災等の災害に見舞われたときは、担当する福祉部社会福祉課と日本赤十字社群馬県支部高崎市地区（福祉部内）が、被災者宅等に伺い、毛布、シーツ、日用品セット等を直ちにお届けすると共に、必要があれば、市営住宅の入居、廃材等の処理、消毒等について市の関係課を紹介するなどの対応をしている。また、貸付金については、災害援護資金の貸付けの範囲で対応していく。

本市の災害見舞金は、5万円（全焼普通世帯火災の場合）で、この金額水準は、12市のなかでは、おおむね平均的な金額となっているので、金額については、今後、他市の動向なども見ながら検討していきたい。

ク 危険箇所など明示したハザードマップ（災害予測図、災害回避地図）などで必要な災害情報を市民に周知すること。

【総務部】

平成21年度に洪水ハザードマップ（吉井地域を除く）と地域防災計画リーフレットを作成して全世帯に配布するとともに、平成22年度には吉井地域の洪水及び土砂災害ハザードマップを作成して地域内に全戸配布を行った。また、土砂災害警戒区域等の指定を群馬県が行っているところであり、本市としては県の取り組み状況を勘案しながら、新たなハザードマップの作成について検討を進めていきたい。

ケ 危険物施設などへの点検を実施すると共に、必要な改善策を講じること。

【消防局】

危険物施設については計画的に査察を行い、設備等の不備な箇所の改善指導のほか、危険物施設所有事業所には危険物免状取得者などの有資格者を常駐させ、さらに有資格者には保安講習等が未受講とならないよう指導して、維持管理、保安教育及び災害対応訓練等により適正な危険物施設の保安管理体制の構築を推進していく。

また、危険物安全週間（毎年6月第2週）のほか年間を通して危険物事故防止のための啓発を図っていく。

5 原発からの撤退と放射能汚染対策に取り組み住民不安を一日も早く取り除くこと。

ア 東電と国の責任によって一日も早い被害補償を行うこと。

【総務部】

東京電力への賠償請求は、個人、法人等は既に本賠償が始まっており、自治体についても上下水道関係事業以外に食品の検査費用を対象に賠償請求が開始したところである。賠償請求は、被害者が直接行うことになっているため、引き続き情報収集や情報提供などを行っていきたい。

イ 農産物などの放射線量測定機器の購入助成や、市も購入し希望者に貸し出すこと。半

日単位の貸出しは利用しにくく、希望に応じて一日単位として利用しやすくすること。

【環境部】

市では、市民が身近な生活環境の空間放射線量が把握できるよう簡易型放射線量測定器の貸出しを行っている。当初は半日単位の貸出しであったが、現在は、一日単位の貸出しとしている。

【農政部】

農産物の放射性物質の検査については、原発事故直後から県が実施している。本市も測定機器を購入し、はぐくみ農協に貸与して販売を目的とした農産物の測定を開始し、生産者の不安を取り除く対応をしているところである。

ウ 倉渕・榛名地域など放射線量が高い地域の定期的な放射線量測定を強化し、数値の高いところの除染を行なうこと。

【総務部】

平成24年度より、市内の空間放射線量定点測定箇所を120箇所に拡充したことで、倉渕・榛名地域も測定体制が強化された。これまで測定結果で国の定める除染基準を上回る地点がないため除染は実施していないが、今後、基準を上回るようなことがあれば、国の指示に従って適切に対応していきたい。

エ 原発は国の施策と限定せず、危険な原発からの撤退を国に働きかけること。

【総務部】

原発については、国の施策に関わることに認識しており慎重に対応していきたい。

オ 電力確保のための自然エネルギー政策の拡大と共に、平時から節度を持った（行き過ぎた節電は疑問）節電運動を広げること。

【環境部】

東日本大震災の影響による電力不足の懸念から、地産地消が可能な自然エネルギーの活用推進は、より一層重要性を増しており、今後も太陽光発電など、本市の自然環境等の活用を推進していく必要があると考えている。

節電運動の拡大については、市ホームページや「広報たかさき」により、市民への啓発を図っていきたい。

また、市有施設の節電を率先して実行することにより、市民に節電対策を周知啓発していきたい。

6 ごみ、環境問題について

ア ごみを減量するため生産、流通過程で容器包装などのリサイクル、リユース、エコバッグを進めるよう業者への指導、協力要請を強めること。

【環境部】

容器包装リサイクル法や各種リサイクル法の見直しに関し、関係機関を通じて、国へ循環型社会システムの基本理念である拡大生産者責任を強く要望していきたい。

生産、流通過程での業者への指導、協力要請については、対象となる業者が全国的な大手メーカーが多いことから、リサイクル容易な製品の製造及びデポジット制度の導入などについて、国の指導、協力要請を継続して要望していきたい。

イ 家電リサイクル法によって不法投棄が増え市の負担になっている。製造者がその費用

を負担するよう国に働きかけること。

【環境部】

不法投棄家電の自治体負担の軽減及び不法投棄の防止策の実施のために、家電リサイクル法の見直しの際、予めリサイクル料金を購入時に徴収する「前払い制」の導入やリサイクル対象品目の追加などを今後も要望していきたい。

ウ これ以上の産業廃棄物の設置に反対し、豊できれいな故郷の自然を守れるような環境保全条例を作ること。やむなく産業廃棄物最終処分場を求める場合は市が管理する公的な施設にすること。住民の多くが反対している榛名十文字の施設については認可しないこと。

【環境部】

本市においても良好な環境が損なわれつつあることを踏まえ平成8年3月、「高崎市環境基本条例」を制定している。

産業廃棄物処理施設は、市民、事業者などから排出された廃棄物を適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するものとして、市民生活や産業活動の維持に必要不可欠な役割を担う施設であると認識しているが、個々の処分場の設置をめぐっては、水源、交通等への影響等、地元の方々が、自らの生活環境に対する影響を懸念されるのも理解できるところである。

本市としては、住民の不安解消や紛争の防止を図るための公的関与の一形態である「高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」を制度化しており、地域住民の皆様と必要な合意形成が図られるよう努めていきたい。

エ 住民の反対を押し切り、認可した上奥平産業廃棄物処分場の設置許可責任を明確にし以下の項目等の、業者指導を徹底すること。①住民と業者、監視者である市の3者で運営についての協定を作ること。違反した場合直ちに設置許可を取り消すこと。②設置後の監視、住民への報告を定期的に行なわせること。③不測の事態が起きた時、業者責任だけにせず、許可責任を明確にすること。

【環境部】

事業者は、地域の生活環境の保全のため、住民と密接に連携していく意思を表明しているが、協定締結にあたっては、事業者及び地域住民が積極的に話し合い、協定内容の整備について両者が主体的に対応していく必要がある。本市としては、協定締結に向けた両者の話し合いが前向きに進むようサポートしていきたい。また、施設設置後においては、廃棄物処理法に基づく立入検査等を厳格に実施し、不測の事態が起ころぬよう、法の基準を遵守した適正な施設運営が行われるよう監視・指導を実施していきたい。

なお、万が一、最終処分場が原因と疑われる生活環境への被害が発生した場合には、迅速かつ徹底的に原因を究明するとともに、市民の不安の解消に努め、改善に向けて速やかに必要な措置を講じていきたい。

オ 環境保全問題（騒音・悪臭・NOx など）に対し、市として独自の規制基準を作り、観測体制の充実や定点観測箇所を増設すること（スマートインター周辺、前橋長瀬線バイパス沿線など）。市民から苦情・要請のあった場合の迅速な観測体制整備など実効ある対策を立てること。発生源となっている事業所への改善命令など行政指導を強化すること。

【環境部】

騒音、振動については、倉渕地域及び新町地域の一部を除く区域を規制対象地域とし、規制基準は住居系地域を厳しく設定し、騒音・振動防止対策を推進しているところである。

悪臭については、多種多様なにおいに対応ができ、住民の感覚（被害感）と一致しやすいと言われている臭気指数規制により悪臭防止対策に取り組んでいる。

大気汚染（NO_xなど）については、現在、市内5地点で常時監視測定を実施しているが、その他の地点についても必要に応じて測定を実施していきたい。

市民から寄せられる様々な苦情等については、発生原因の実態を把握して適切に対応するよう努めるとともに、法に基づく規制を含め適切に指導・助言を行っている。

カ 自然エネルギーの利活用について補助制度の創設も含め積極的にすすめること。学校や公共施設における太陽光発電などの自然エネルギーの利活用や屋上・壁面緑化を積極的に進めること。

【商工観光部】

本市は、枯渇することなく持続的に利用できる再生可能エネルギーの普及促進と本市の産業振興を図るため、平成25年度から市内事業所に太陽光発電設備を導入しようとする事業者に対し費用の一部を助成していく。

【環境部】

地球温暖化の主な原因とされている温室効果ガス削減の取り組みにおいて、自然エネルギーの利用拡大は重要な手段の一つである。

高崎市地球温暖化対策実行計画において、自然エネルギーの活用は、取り組み目標の中でも重要な位置を占めている。

市民の自然エネルギー導入に関しては、住宅用の太陽光発電システムに関する補助制度により、温室効果ガスの削減を進めているところであり、今後も多くの市民が自然エネルギーを利活用できるよう、さらに啓発に取り組んでいきたい。また、自然エネルギーの利用や屋上・壁面緑化が地球温暖化の防止など地球環境の保全につながるという観点から、公共施設の新設または改築の際には導入を推進していきたい。

【都市整備部】

地球温暖化や市街地におけるヒートアイランドの対策として、緑化の推進や緑地の保全、道路や河川を交えた水と緑のネットワークが大切だと考えている。

屋上緑化・壁面緑化は、都市緑化の観点から重要な課題であるため、都市計画区域内の用途地域における建築物を対象とした、屋上緑化・壁面緑化に伴う緑化条例の改正を行い平成22年より補助を実施している。

7 アスベスト対策について

ア 中皮腫で死亡された方はアスベスト被害の可能性がある。長年アスベストを使用する仕事に従事し中皮腫を発症した方はアスベスト被害の可能性があるにもかかわらず保護されることはほとんどない。関係職種従事者の検診を義務付けさせること。市は継続的調査を行うこと。

【保健医療部】

石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方及びそのご遺族に対しては「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」に基づき、医療費、療養手当、特別遺族弔慰金等が支給されることになっている。認定の申請及び救済給付の請求の受付業務は、都道府県及び保健所を設置する市に業務委託されているので、本市において

も中核市となった昨年度から窓口業務を開始し申請にあたっての相談等に応じている。

また、労働者（労災保険に加入していた方）で、石綿にさらされる業務に従事した経歴が認められる等、労災補償の対象となる可能性がある方には、労働基準監督署を窓口とする労働者災害補償保険制度を紹介している。

アスベストを使用する仕事に従事する関係職種従事者の健康診断については、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則により、事業者による定期的な健康診断が義務付けられている。

イ 民間施設のアスベスト調査を推進するために、調査基準や技術的支援など充実させること。

【建設部】

平成24年度より、「高崎市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金要綱」を定め、調査費用の助成を開始している。今後についても建築物のアスベストに関しての支援策の研究を行っていく。

ウ 解体業務に従事する者に、建築物解体時のばく露防止についての教育を義務付けること。民間建築物においても法に基づく曝露防止策を強化すること。解体業に従事している人の健康診断を義務付けること。

【保健医療部】

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則により、建築物の解体等石綿にばく露される作業に常時従事する労働者に対しては、事業者による定期的な健康診断が義務付けられている。

【環境部】

大気汚染防止法により、吹付けアスベストやアスベストを含む断熱材等の除去作業等を実施する場合は、市への届出が義務付けられており、届出の際に書類審査や現地確認等を実施し、一般環境に影響を及ぼさないよう必要に応じて指導を行っている。

8 安全な市民生活のために

ア 暴力、犯罪、事故などから市民生活の安全を確保するため、交番などの増設と常駐化を県に要望すること。

【総務部】

高崎警察署管内では、交番及び駐在所の再編を進め機能強化を図っているところであり、今後とも新署の設置要望に併せ、都市化が進展している地域における駐在所の交番化を要望していく。

イ 事故多発の危険な交差点や踏み切り、水路などを点検してリストアップし、カーブミラーや防犯灯、フェンスなどの設置、道路拡幅など安全対策を講じること。道路・橋梁の点検を計画的に進め、必要な維持補修予算を増額すること。

【市民部】

市道路を維持管理・補修する関係部課及び高崎警察署と協議し、市民の安全確保のために必要な交通安全施設等を設置するなど、交通事故防止策を推進していく。

また、見通しの悪い交差点については、カーブミラーの設置を検討して安全確保に努める。

【建設部】

事故多発地点については現地調査を行い、安全対策工事を行っていく。また、踏み切りの拡幅については、前後の道路拡幅改良の進捗と併せ計画的な整備に取り組んでいきたい。道路・橋りょうについては、危険箇所パトロールや空洞化調査、橋りょう長寿命化等を行ないながら安全確保に努めたいと考えている。

ウ 安全対策を講じたにもかかわらず、事故が多発する個所については対策が不十分と思われる。道路の拡幅、形態なども含め、抜本的な対策を講じ同様な事故が繰り返されないようにすること。

【市民部】

市道路を維持管理・補修する関係部課及び高崎警察署と協議し、市民の安全確保のために必要な交通安全施設等を設置するなど、交通事故防止策を推進していく。

【建設部】

安全対策を講じた後も事故が多発する箇所については、根本的な原因を追究し現状を把握した上で、公安委員会等の関係機関との協議により、地元関係者や地権者の協力を得ながら、さらなる安全対策を講じるとともに、点検やパトロールを強化し事故の再発防止に努めていきたい。

エ 交差点付近や施設入り口等、車道と歩道の境界ブロック（縁石）の視認性を高めるようプラスチックポール等を設置し事故の防止対策を進めること。

【建設部】

交通安全の観点からも必要な箇所については設置し事故防止に努めていきたい。

オ 子ども、高齢者、障害者が安全に通行できるよう、歩道や通学路の新設・改善を図ること。とくに、交通量が多いのに、歩道が片側しかなく危険な豊岡橋（国道 406 号線と JR 信越線の跨線橋）については、関係機関と連携し、早急に整備をはかること。

【建設部】

利用者の安全確保の観点から、交通量や道路幅員など地域の特性を考慮した、歩道の設置・拡幅を行うとともに、段差の解消や歩道の改修等を図っていきたい。また、JR を跨ぐ豊岡橋については、県管理の国道であることから、所管する県高崎土木事務所を通じ、速やかな整備を県へ要望していきたい。

【教育部】

通学路の改善については、各学校に対して「安全・安心な通学路の確保に向けた定期的な点検」を組織的に行うよう指示し、通学路の危険箇所についての報告を求めている。

この報告に基づいて、警察・県土木事務所・市民部地域交通課・建設部管理課・道路維持課等と連携を図り、現地調査を実施し、安全・安心な通学路の確保に努めている。

カ 通学路（小・中・高など）の安全点検を早急に実施し、照明の設置や雑草の刈り取りなどの整備は市の責任ですすめること。スズメバチの駆除等、直接人命にかかわる危険があるにもかかわらず、マンション地内等の場合は管理責任を理由に対策の遅れがある。通学路、公園近くなど不特定多数の市民が利用する場所での駆除等は市の責任で直ちに対処すること。

【保健医療部】

スズメバチの駆除については、「高崎市スズメ蜂の巣駆除業務の委託に係る事務取扱要領」に基づき、市内であれば、個人住宅、法人所有施設、マンション等に営巣した

場合や通学路、公園など不特定多数が利用する場所でも、委託した専門業者が技術的に駆除可能である場合には、所有者等の立ち会いの元無料で巢の駆除を実施している。

【建設部】

通学路等の危険箇所については、関係機関と連絡を密に点検を行いながら、緊急・計画的に整備を行う。また、市内小学校区の危険箇所については、市HPを活用し積極的に公表する。

除草については、通行に支障をきたしている箇所は随時実施するとともに、通学路等の道路照明は、交通量等が多く危険と思われる個所について計画的な設置に取り組んでいきたい。

【教育部】

8ーオと同様に、この報告に基づき、現地調査を実施した後、照明の設置については区長と相談し総務部防災安全課等、また、草の刈り取りについては建設部管理課等と協議し、協力を得て改善に努めている。

9 公共交通の整備について

- ア サイクリングロードの整備、改善を進め、照明などの防犯・安全対策を講じること。**
堤防を利用するサイクリングロードと一般道との交差点については、橋げた下部への迂回や信号機設置などの安全対策を講じること。矢田川などの堤防上の道路をサイクリングロードとして整備しフェンスの設置など必要な改修をすすめること。

【市民部】

道路における危険を防止し、交通の安全を図るとともに、交通弱者である歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、交通安全施設である信号機等が設置されている。

当該施設の設置については、群馬県公安委員会の権限であるので、市民等からの要望に対し、その設置実現に向けて、所轄の警察署を通じて強く働きかけていきたい。

【建設部】

自転車の利用環境向上のため、サイクリングロードのネットワーク化を図り、地域性に配慮した自転車道の整備手法を検討していきたい。特に道路や橋で分断される箇所については、迂回路などの改善及び安全対策を推進していきたい。

- イ 電車、路線バスなどの公共交通の抜本的強化、連携、充実にむけ、国、県、関係自治体、JR等に働きかけること。**

【市民部】

公共交通の充実等については、利用者増を図る事はもとより更なる利用者の利便性の向上を確保するため、関係機関等と連携を図りながら十分な協議を行っていきたい。

- ウ ぐるりんを「日常生活に欠かせない足」と位置づけ、利用希望の多い時間帯でのぐるりんの増便と増路線を図ると同時に、路線、停留所などを地元住民の意見をもとに改善、充実すること（倉淵ふれあいセンターなど公共施設への乗り入れなど）。コース（路線）についても地元の要望を反映したものに改善すること。吉井バス、榛名バスは住民の生活の足として地域に欠かせない。引き続き存続を図ること。**

【市民部】

ぐるりんの運行目的である交通弱者の交通手段の確保を図るため、増便・増路線及び路線の充実等については、地域住民・利用者の意見及び利用状況を参考にしながら、民間バス路線との競合問題等を考慮しつつ検討していきたい。

「よしいバス」及び「はるバス」については、存続させると共に「ぐるりん」や民間路線バスとの結節性の向上を検討していきたい。

エ ぐるりんや路線バスでカバーできない地域については乗合タクシーの運行で住民の足を確保すること。

【市民部】

ぐるりんや路線バスでカバーできない地域については、乗合タクシーなどの新たな交通機能についても地域事情やニーズの把握に努め研究を進める。

オ ぐるりんの停留所を高齢者や、障害者が乗車しやすいものに改善すること。

【市民部】

ぐるりんの停留所における高齢者・障害者の利用に配慮した改善については、都市基盤整備との関連が非常に強く、関係部課・関係機関と十分な連携・協議を行いながら対応していきたい。ノンステップバスへの切り替えについては、更新の際に順次対応していく。

カ 信越線の増便と豊岡地域への新駅設置を国・JRに働きかけること。

【市民部】

信越線の増便や新駅の設置については、当該在来線の乗車利用実績による利用動向及び新駅設置における駅間の距離及び収益性等に係るJR側の考え方を踏まえ、研究していきたい。

【都市整備部】

高崎都市計画では、将来の都市構造の基本的な方針の一つとして、本市の特徴でもある恵まれた鉄道網を活かし、都心部と複数の拠点相互に連携する都市構造を目指すものとしている。これは、駅を中心とした都市計画を進め、公共交通に強い都市づくりを進めようとするものである。また、鉄道とバスとの連絡強化も図り高齢化社会にも対応していこうというもので、駅周辺には日常生活に対応した商業施設や公共サービスなどの生活利便施設を集積し、生活中心拠点の育成を目指す重要な施策として、今後も本市のみならず広域的な鉄道の利用も含め、研究していきたい。

豊岡地域への新駅設置については、駅勢圏人口（駅から半径1キロメートル以内の人口）・乗降客数・費用対効果などの問題がある。特に利用者数が大きな課題であるので、今後の交通計画策定の中で研究していきたい。

10 福祉・医療など社会保障制度の充実について

(1) 医療制度について

ア 後期高齢者医療制度は、08年4月から実施されたが、75才という年齢で医療内容を差別する制度に怒りが高まっている。国に制度の中止、撤回を強く求めるとともに、保険料、医療費の減免制度の充実拡大を広域連合に求め、市独自の減免制度を充実・拡大すること。

【市民部】

後期高齢者医療制度については、今後、「社会保障制度改革国民会議」において、社会保障制度の在り方について協議される予定であるので、その動向に注視していきたい。

減免制度については、「群馬県後期高齢者医療保険料減免要綱」に基づく適用基準により減免を行うことになり、減免等の決定も広域連合で行うものとなっているので、市独

自の減免規定は設けることは難しいと考えている。

イ 国民健康保険、後期高齢者医療保険とも資格証発行をやめ、全員に漏れなく保険証を発行すること。

【市民部】

国民健康保険の資格証明書は、保険税の公平負担という原則や納付相談の機会を確保することから滞納者に対して、法の基準により止むを得ず交付しているものだが、交付にあたっては、納税相談等により個々の事情を把握した中で柔軟な対応をしている。福祉医療対象者についても同様に、医療を受ける機会を抑制することがないように適切な運用を図っていききたい。なお、高校生以下の子どもに対しては短期被保険者証を交付している。

また、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、原則として後期高齢者医療保険の被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付しないとする厳格な運用を徹底するよう、都道府県広域連合長あてに通知されており、それに基づき運用が行われている。

資格証明書の発行は、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、納付しない悪質な場合であり、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って交付されることとなるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携のもと、適正な運用を進めていききたい。

エ 全日 24 時間対応の小児救急医療体制を早急に確立すること。準夜診療の開設時間の拡大を進めること。

【保健医療部】

小児救急医療体制の整備については、国立病院機構高崎総合医療センター並びに高崎市医師会との連携により協議を進め、平成 17 年度より 24 時間 365 日の完全実施を目指した診療体制の構築を国立病院機構高崎総合医療センターに業務委託しており、現在は金・土曜日の 24 時間の診療体制を確保している。

全国的に小児科医が少なく、医師の確保が厳しい状況ではあるが、国立病院機構高崎総合医療センターや高崎市医師会との連携強化の下、群馬大学はもとより県外の大学にも働きかけを行ってもらっている。国県施策要望の中でも積極的に要望しているところであり、今後においてもさらに積極的に推進することにより、段階的ではあるが完全実施に向け取り組んでいきたい。

夜間休日急病診療所の診療時間の拡大については、引き続き、高崎市医師会と協議を行っていききたい。

オ 難病患者の医療費を無料にすること。難病指定疾病の削減をやめるよう国に求めること。

【市民部】

難病患者に対する医療費を全て無料にすることは財政上大変難しいことと思われる。

特定疾患として認定された難病については公費負担制度があり、さらに身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方については、高崎市福祉医療費助成条例に基づき医療費の自己負担分について、助成による無料化を図っている。

特定疾患の対象については、平成 21 年 10 月より 45 疾患から 56 疾患に拡大され、対象疾患の範囲の拡大を含めた見直しにあたっては、国において、より公平に対象疾患

を選定することとなっている。

カ 在宅酸素療養者に対し、医療費の助成、電気代の補助制度をつくること。

【市民部】

在宅酸素療養者に対する福祉医療費助成制度を全て適用すること、さらに電気代を医療費の一部として助成することは財政上大変難しいことと思われる。

難病患者の医療費同様、呼吸器の機能障害として身体障害者1・2級を取得されている方については、高崎市福祉医療費助成条例に基づき医療費の自己負担分についての助成を行ない医療費の無料化を図っている。障害の程度により福祉医療助成の対象にならない方についても、酸素濃縮器や利用に際して必要となる消耗品は医療保険の対象であり、さらに、高額療養費制度により自己負担限度額までの負担となっている。

キ 保健予防に努め医療費を軽減するために特定健診受診費用については一般会計から補填し、がん検診、骨密度健診を含め無料で受けられるようにすること。政管健保加入者なども含め、希望する市民誰もが受診できるようにすること。

【保健医療部】

特定健診については、平成24年度から自己負担金を無料で実施している。

がん検診、骨密度検診等の各健(検)診の自己負担金については、開始当初から相応の自己負担を求め、市民の方のご理解をいただきながら実施しているところであり、(ただし、70歳以上(胸部検診は、65歳以上)・生活保護世帯・市民税非課税世帯等については無料としている)すべて無料化するのは、厳しい財政状況では困難であると考えている。無料化することで受診率の向上につながるという面も考えられるが、一方、自己負担を求めることで自身の健康管理に対する意識の向上が図れるといった一面もある。県内の状況を見ても、これらの健(検)診は自己負担を求める自治体が大半であり、適正な受益者負担を求めることはやむを得ないことと考えている。

健康増進法で実施するがん検診や骨量検診等の各検診は、対象年齢は異なるが、一般市民が対象となり、該当年齢であれば、希望する検診は受けられる体制になっている。

ク 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンなどへの公費助成を行うこと。

【保健医療部】

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、平成23年2月から全額公費負担により実施しているが、現在、厚生労働省において、これら3つのワクチンを平成25年度から予防接種法に基づく定期接種化することについての検討が行われている。本市においても今後の国の動向に注視しつつ、制度改正が行われた際には迅速に対応したい。

また、その他に高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種については2,000円を、おたふくかぜの予防接種については3,000円を助成する予定である。

(2) 国民健康保険について

ア 国保の国庫負担割合を増やすよう国に働きかけ、国保税を引き下げること。

【市民部】

国保の健全な財政運営を図るため、国の財政措置については、全国市長会を介して働きかけを行っている。

また、保険税の引き下げについては、平成23年度の決算状況、今後の国民健康保険

に関する国の政策等について総合的に検討した結果、被保険者全体へ効果が及ぶように、所得割、資産割、均等割、平等割の全体について引き下げを行う。

イ 国保税必要額に収納率を見込み課税総基本額を設定するため、未収納分を納税者に転嫁している。未収納分は一般会計で補てんし、納税者に転嫁しないこと。

【市民部】

国保税の未収納額を一般会計で補填することは、市税を国保加入者のみに支出することになり、税の公平性の観点から適切でないと考えている。

ウ 取りすぎた国保税から基金を取り崩して国保税を引き下げること。

【市民部】

国保基金の取り崩しを前提とした引き下げではなく、単年度の収支の均衡を保つことを基準とし、健全な国保財政運営を見据えたうえで被保険者全体へ効果が及ぶように、所得割、資産割、均等割、平等割の全体について引き下げを行う。

エ 保険税の減免制度は、市独自の減免制度の拡充をはかること。医療費の一部負担金の減免は生活保護対象者に限らず法の趣旨を生かし実効ある制度にすること。制度の内容を市の窓口でも市民・医療機関に周知すること。

【市民部】

保険税の減免については、地方税法により、天災等を被った者、貧困により公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り認められることとなっている。

国民健康保険の加入者は様々な生活実態を持った人々で構成されており、減免に該当するか否かは、個々の加入者の生活実態を把握したうえで判断する必要がある。

医療費の一部負担金の減免についても、保険税の減免と同様に、その認定は被保険者の生活実態等に即した判断を必要とすると考えている。運用の際には国の新基準に沿いつつ、対象となる被保険者の生活実態等を勘案していきたい。

周知については、今後も「広報高崎」等で行ってきたい。

なお、医療機関を受診した場合に生じる一部負担金減免についての周知は、医療機関のソーシャルワーカー等を通じ、その内容や手続きについて周知を図っている。また、普段からも医療機関からの問い合わせや相談に、その都度対応をしている。

オ 国保にも休業補償（傷病手当）制度をつくること。

【市民部】

国民健康保険の被保険者は、自営業者、年金生活者あるいは無職の方等であるため被用者保険とは異なり、事業活動状況及び収入形態が不明確なことなどから、この給付を実施することは極めて困難である。

カ 人権・人格を無視した納税相談の仕方は改め、丁寧な対応に努めること。

【財務部】【市民部】

保険税の滞納に対しては、公平負担の原則から、適正な徴収に努める必要があると考えており、滞納者に対しては、督促状・催告状による文書催告の他、訪問や電話催告などによる納税指導を行い、納期内納付や一括納付が困難な場合は納税相談を呼びかけている。

また、保険証の切り替え時期の前には、長期間の滞納のある方に納税相談をするよう

通知しており、さらに現年度保険税の早期未納者には、「国民健康保険税の納付と納税相談のチラシ」の配布等、納税意識の向上と早期納付を推進している。

納税相談では、生活状況を確認する手段として、収支状況等報告書の提出指導から、収入に応じた生活設計指導を行い、生活実態に合わせた計画的な納付指導を実施しているところである。

保険税の滞納が長期間続くと、法の基準により止むを得ず資格証明書を交付する場合もあるが、このような計画的な納付指導により、医療を受ける機会を抑制することがないように適切な運用を図っていききたい。

キ 国民皆保険制度の根幹さえ崩しかねない国保広域化は、増税をもたらし、医療制度を一層進める制度です。国保広域化方針を見直すよう国・県に働きかけること。

【市民部】

現在、群馬県においては、35市町村と群馬県国民健康保険団体連合会等を中心として構成する「市町村国保広域化等連携会議」を検討・推進組織とし、県国保援護課との連携により、保険者事務の共通化・共同化の検討、医療費適正化策の共同実施、広域的な保健事業の実施、保険財政共同化安定事業の実施、標準的な保険税算定方式等の広域化へ向けての支援策等を検討し実施に向けて取り組んでいる状況である。

国では「社会保障と税の一体化改革」の中で国民健康保険についても検討がされているが、これから社会保障国民会議において具体的な内容、時期、予算措置等が示されてくると思われる。

また、群馬県市長会においては、群馬県へ平成25年度予算等に関する要望書に「国民健康保険制度については、経営の安定化に向け、後期高齢者医療制度の見直しに絡めた形で、保険者を国或いは都道府県単位とする等、抜本的な制度改革を国に働きかけること。」という要望をしているところである。

いずれにしても、国民健康保険制度自体に何らかの見直しが必要な状況であり、広域化は持続可能な保険制度とするための対策案の一つと捉えている。

今後については、国の動向を注視しながらこの広域化等連携会議の協議の中で、持続可能かつ高崎市と高崎市の被保険者にとって有益な制度となるように取り組んでいきたい。

(3) 介護保険制度について

ア 介護保険の国庫負担率を大幅に引き上げるよう国に求めること。希望する誰もが必要な介護が受けられるよう、市の責任で保険料、利用料の減免制度を大幅に拡充すること。当面非課税世帯の利用料は無料にすること。ペナルティー対象者（滞納者）を救済すること。

【福祉部】

介護保険制度における公費負担等保険料負担のあり方については、介護保険制度の根幹に関わるものであり、国の動向を見極めながら慎重に対応していきたい。

第5期計画においては、被保険者数の増加と給付費用の増大等により、介護保険料が大幅に上昇したが、非課税世帯で課税年金収入と合計所得が80万円を超える第3所得段階の保険料に特例段階を設け、同額が120万円以下の方の保険料率を引き下げたほか、介護給付費準備基金の取り崩し、県財政安定化基金交付金の活用、高所得者の多段階化などによって保険料基準額の上昇を緩和した。また、保険料の減免制度についても、現在本市が行っている制度を堅持することとし、利用料の減免についても、低所得者に対して居宅サービスの利用者負担額の2分の1を限度に助成していることから、今後も

市独自の本制度を遵守していきたい。

また、ペナルティー対象者への対応については、実施する前に通告し、また弁明の機会を設けており、医療費の支出が多いなどの特別の事情がある場合等は、個々の状況に応じて対応している。

イ 施設における居住費・食費の自己負担の撤回、軽度者からの福祉用具貸与とり上げをやめるよう国に求めること。当面市として費用助成、貸与継続を行うこと。

【福祉部】

施設入所者の居住費及び食費の自己負担は、施設入所者と在宅の人の利用者負担の不均衡を是正するという観点から、低所得者への配慮を行いつつ制度改正されたものである。

軽度者への福祉用具貸与は、一律に利用を制限しているのではなく、改正のあった平成18年度当初から、調査票により必要と確認できる場合には認められており、さらに平成19年4月からは医師の医学的所見に基づき必要と判断された場合も貸与が認められている。

ウ 特別養護老人ホームの待機者が増え続けている。特別養護老人ホームなど施設待機者が解消されるよう国・県に増設を求めるとともに市独自の建設も検討すること。

【福祉部】

特別養護老人ホームについては、3年に1度見直しをする介護保険事業計画に基づき計画的に整備を進めている。現行の第5期介護保険事業計画においては、緊急度が高い在宅待機者ゼロを目指し、平成24年度に139床の整備を計画し、現在整備を進めている。また、今後も引き続き、緊急度が高い在宅待機者数を鑑み、整備を検討していく。

エ 介護体制がなく、やむなくショートステイをつないで急場をしのいでいるものがあるが、ショートステイの利用日数が減らされ、前年並みの利用を必要とすれば利用料が高くなる。当該の利用料は前年並みにすること。

【福祉部】

特別給付（ショートステイ）は市独自の制度であり、給付額の全額が第1号被保険者の介護保険料から賄われており、特別給付の増加が介護保険料の上昇のひとつの要因となっていることから、市民全体に対する介護保険料負担の公平性という観点から、利用日数の見直しを行った。

特別給付利用者の多くは、施設の入所待機者であるので、特別養護老人ホームや介護老人福祉施設の増床など、施設に入所できる環境を整備していく計画となっている。

オ 低所得者層（生保基準に該当しない）では特別養護老人ホーム以外の施設介護、居宅サービス等も経済的理由から受けられない家庭が増加し続けている。こうした家庭の介護サービスに助成し、安心して介護が受けられるようにすること。（ケア付き住宅の住宅費や介護用品など）

【福祉部】

高崎市独自の居宅サービスを利用した場合の助成としては、低所得者層の方々が利用者負担分として支払った額（1割分）のうち、他の制度により減額されていない部分の2分の1を限度に助成する制度がある。

この制度は、市民税非課税世帯の方で世帯の収入が介護保険料や利用者負担分を支払

ったときに、生活保護基準を下回る世帯またはこれに準ずる世帯に属する方が対象である。

カ 要介護者への所得税などの障害者扶養控除を適用・拡充するとともに、対象家庭に周知徹底すること。寝たきり老人については全員に証明書を発行すること。

【福祉部】

所得税・市県民税における「障害者に準ずる高齢者の障害者控除対象者認定書」の取扱いについては、平成18年度に基準の見直しを行い、対象者の拡大を図ってきた。また、「広報高崎」をはじめ、ケアマネジャーや介護サービス事業者、在宅介護支援センター、民生委員等を通じて制度を周知するとともに、要介護認定結果を送付する際に制度説明のチラシを同封し、制度の周知を図っている。

寝たきり高齢者についても、「障害者控除対象者認定書」の周知に併せ、制度内容のピーアールを行っている。

キ 施設利用の条件引き下げにより、多くの介護施設が赤字を余儀なくされ、経営の継続が危ぶまれている。また介護職員の報酬が低く、過酷な労働のためやめる人が多く職員の確保ができない施設が多い。施設・職員の報酬単価の引き上げを国に求めるとともに、市独自の支援策を講じること。

【福祉部】

介護保険制度における介護報酬のあり方については、介護保険制度の根幹に関わるもので、国は平成21年度に介護報酬改定を行い、介護従事者等の人材確保と処遇改善のため3%増の改定を行った。さらに平成24年度においても人件費に係る介護報酬改定が行われた。

なお、平成23年度までは、各県に基金を設置し介護職員処遇改善交付金を交付することにより介護職員の処遇改善を図っている。

ク 要介護認定は、必要な介護サービスが受けられるように、制度やシステムの改良を国に要請するとともに、市の認定でも柔軟に対応すること。

【福祉部】

要介護認定は被保険者にとっては、サービス利用の入口となる。また、認定結果により利用できるサービスの種類や利用限度額、利用単価等が決まることから、要介護認定は公平性が強く求められている。このため、介護保険制度では要介護認定について調査や審査の基準を詳細に定め、全国一律の制度として運用している。

本市においても公平性を見地から国の定めた調査員テキストや審査会委員テキストに則り、適正な審査判定の確保に引き続き努めていきたい。また、要介護認定に関する意見や疑問についても、適宜、国や県につなぎ適正な運用を図るため連携を図っている。

(4) 高齢者対策

ア 介護保険の認定の有無にかかわらず寝たきり老人などの在宅入浴サービスを無料にすること。

【福祉部】

寝たきり高齢者等で入浴サービスが必要な場合は、介護保険制度による訪問入浴介護や通所介護などによる入浴サービスを利用し、また、利用料の軽減については、低所得者に対して行っている本市独自の利用者負担軽減制度を活用してもらいたい。

イ 在宅介護慰労手当を月額1万円に引き上げること。

【福祉部】

介護保険制度が定着し、介護者の負担軽減が図られたことに伴い、全国的には在宅介護慰労手当の制度を廃止した自治体がある中、本市は介護期間が1年以上では年額8万円、6か月以上1年未満では年額3万円の支給を続けている。現在のところ増額は考えていない。

ウ 給食サービスの委託先を身近な地域の事業者や団体にも広げ、食事内容をお年よりの食事にふさわしく改善を図ること。

【福祉部】

市は現在18の委託事業者で給食サービスを実施しており、それぞれの栄養士が健康管理に配慮し利用者の声を聴きながら高齢者に合った給食の提供ができるよう努めている。

また、身近な地域の事業者への委託拡大については、調理や配食能力、実績、現在委託している事業者の対象地域との重複状況を勘案しながら、可能な限り対応していきたい。

エ 買い物支援事業を充実させ強化すること。

【福祉部】

大型店舗の郊外進出に伴い、地域の小売店舗が減少していることと、車に乗らない高齢者や、重い荷物を持ち運ぶことが大変な高齢者の増加により、買い物が困難な高齢者像が増えている。市は平成24年度に高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業者への助成制度を創設したほか、倉渕地域においては、社会福祉協議会が実施主体の過疎地有償運送事業への助成により、高齢者の買い物支援を開始した。平成25年度は、買い物支援事業の充実強化を目指し、ボランティア等による高齢者の見守りを兼ねた買い物代行事業を計画している。

オ 空き店舗・住宅などを利用して、お年寄りが自分の足で通える、憩いの場、生き生きサロンなど集える施設を増やすこと。

【福祉部】

地域におけるひとり暮らし高齢者等の孤立化防止や見守り・支援のため、高齢者が集い交流する場である「高齢者の居場所」の必要性は高まりつつある。現在、市内には、閉じこもりがちな地域のひとり暮らし高齢者の交流の場、あるいは介護予防の場として歩いて行ける「ふれあい・いきいきサロン」が271箇所設置され、月1回程度開催されている。本市としては、「ふれあい・いきいきサロン」を中心に、「高齢者の居場所」をさらに普及していくための方策を検討していきたい。

カ 市の高齢者医療制度は所得制限を撤廃し、68・69歳の医療費を全員1割負担すること。

【市民部】

高崎市高齢者医療制度における所得制限（市民税非課税世帯）については、高齢者の人口増、医療費の増加傾向を勘案すると、市の財政的にも所得制限を設けざるを得ないと考えている。また、70～74歳医療費窓口負担においては、「高齢者の医療の確保に関する法律」上では2割負担だが、平成25年3月までは1割負担に据え置かれている

状況であるので、今後の国の動向を注視し、助成の内容や制度の必要性などを検討させてもらいたい。

キ 長寿センターにおける禁煙・分煙対策を進め、入浴施設の終日における衛生管理を徹底すること。

【福祉部】

長寿センター12館すべてにおいて、館内は全面禁煙となっている。また、館外についても、喫煙場所を設けており、喫煙場所以外の禁煙の徹底をお願いしている。

入浴施設については、高崎市長寿センター衛生管理マニュアルに基づき、毎日の換水、浴槽の清掃のほか、定期的に浴槽内の温度や塩素濃度の測定を行い、衛生管理に努めている。

(5) 障害者対策

ア 障害者施設の立案、施行と条例等の改正に当たっては、障害者権利条約の精神に立つて障害当事者、障害者団体が広く参画できるようにすること。

【福祉部】

市が平成20年に新設した新町福祉作業所、また平成24年度に開所した吉井障害者自立支援センター、榛名福社会館については、地元地域の障害者団体及び障害者の保護者と協議を行い、可能な限り要望を取り入れて建設を行った。また障害当事者や障害団体などの関係者が多数参加している高崎市自立支援協議会において障害諸施策についての報告を行い、それに対する意見、要望を参考に障害福祉施策を推進している。また、平成24年度から新たな計画期間が始まった第4次高崎市障害者福祉計画の策定にあたり設置した「策定懇話会」には多くの障害者団体の代表にも加わってもらい意見を求めた。

今後も障害者団体等と連携しながら障害福祉施策を実施していきたい。

イ 障害者基本法改正でも利用者負担の応益割が残された。扶養義務を廃止して障害者本人の所得に応じた応能割に戻すよう国に働きかけること。

【福祉部】

平成18年に施行された障害者自立支援法では、同法に基づくサービスの利用者負担については、原則1割の応益負担制度が導入された。しかし、その後平成22年12月の国会で、障がい者総合福祉法までの「つなぎ法」と呼ばれる「障害者自立支援法の一部改正法案」が可決し、「応能負担」が同法で明文化され平成23年4月から施行されている。なお、障害児に対する扶養義務とそれに伴う自己負担については障害者自立支援法施行以前の措置費制度にも制度として存在している。

今後も国の動向を見極めていきたい。

ウ 障害者施設の運営が安定的に継続できるよう報酬の支払いを日額制から月額制に戻し、削減された施設補助金をもとに戻すよう国に要請すること。当面補助金の削減分を市が補填すること。

【福祉部】

障害者自立支援法の導入で、障害福祉支援施設に対する報酬は、月額制から日額制へ（報酬額の算定が月の定員数から日々の実利用人数へ）変更された。この制度変更で施設の報酬額の減少が予想されたため、国は事業の安定的な運営を図るため、大きく減収

となった施設に一定額を補助する激変緩和措置等を講じてきた。さらに施設のサービス提供報酬単価も平成21年度に約5%、平成24年度に約2%引き上げられるなどの措置が取られ、施設の「大きな減収」は改善されたと推測している。

エ 福祉医療の適用範囲を2級まで広げること。(県内・渋川市・安中市・伊勢崎市・みどり市で行っている自立支援医療費の自己負担を障害者自立支援法制定前の5%にしたい。)

【市民部】

本市の福祉対象者としては、現在、障害年金1級のみを対象としているところであり、ご指摘のとおり県内の一部の市町村では、障害年金2級まで対象としているところもある。

本市では、県の福祉医療費補助事業と同じ対象者としており、他の障害者との公平性を保持するため検討を重ねていくとともに、適正な制度運営に努めていきたい。

オ 吉井地域活動支援センター・重度心身障害者デイサービスセンターについては、利用者や住民の意見・要望を反映した整備を進めること。

【福祉部】

吉井地域活動支援センター・重度心身障害者デイサービスセンターについては、「建設懇話会での議論」及び「現在の利用者の保護者との意見交換」を基に整備を行い、平成24年度当初から新施設「吉井障害者自立支援センター」が開所されている。

カ 障害者の成人、高齢化に対応できるよう、市営住宅等の空き施設を整備しヘルパーステーションと連携した自立化支援制度を充実させること。

【福祉部】

障害者、高齢者とも、地域の中で暮らすことが本来の姿であると考え。しかしながら、障害者、高齢者が、それぞれの事情を考慮した適切な居住先を確保しにくい状況がある。そのため、関係機関と協議し市営住宅の障害者用グループホームとしての活用も検討していきたい。また、地域包括支援センター等の関係機関が連携を取りながら相談や必要なサービス提供に努めるなどの支援を行っていきたい。

キ 市として法定雇用率を上回るよう緊急に雇用確保すること。企業・団体に対しても法定雇用率を守り雇用確保するよう指導を強めること。知的・精神障害者の雇用確保（雇用確保は二人に一人の支援者配置で）に努めること。

【福祉部】

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになるが、本市としても引き続き法定雇用率を上回る雇用を確保したいと考えている。また、企業・団体に対しては市が事務局を務める高崎市自立支援協議会の就労支援部会として、これまでも事業主を対象とした研修会等を開催するなどして障害者雇用への理解を求めてきたが、さらに多くの企業・団体の方々に障害者への理解をいただき、雇用につなげるよう取り組んでいきたい。

【総務部】【商工観光部】

全ての事業主は障害者を雇用する義務があり、この法定雇用率が平成25年4月1日から引き上げられるが、市としても法定雇用率を上回るよう雇用確保に努める。

また、市では、障害者を雇用した中小企業事業主に対して一部を助成する特定求職者

開発補助金事業を実施し、障害者の雇用機会の増大を図っている。

今後、福祉部と連携し障害者の雇用の確保に努めていきたい。

ク 公共施設のバリアフリーの現状を調査し、改善すること。耐震基準を満たさない昭和町福祉作業所は緊急に建て替えること。

【都市整備部】

本市では、高崎駅周辺及び総合文化センター及び総合福祉センター周辺の重点整備地域として位置づけ、平成18年11月にバリアフリー基本構想を策定し、生活空間全体のバリアフリー化を進め「誰もが心豊かに暮らせる社会」の実現に向け、整備に取り組んでいる。また、新町駅周辺についても、平成22年度に、その後の整備目標を定めるバリアフリー基本構想を策定している。策定にあたっては、高齢者や障害者をはじめとする地域住民の参画を得て、公共施設や歩道などの現地点検を実施し、課題を抽出、検証し計画に反映させている。

今後は、基本構想で設定されたバリアフリー化事業の計画的推進を図り、高齢者や障害者の方々をはじめすべての人が安全で快適に暮らせる生活環境の整備を推進していきたい。

【福祉部】

昭和町作業所については、建築後長期間経過し、その建て替えの必要性は市としても認識している。今後建設場所の検討を含め建て替えに向けて調査研究をしていきたい。

ケ 法「改正」に伴い障害児施策が大きく変わる。しかし、療育の場が不足しており、身近に通える療育の場を増設すること。

【福祉部】

「障害者自立支援法の一部改正法案」の成立により、平成24年度から障害児を対象とした施設・事業は「障害児通所支援」と「障害児入所支援」の2つに分類された。

このうち市が所管する通所（園）による療育施設は5年前には市内に2か所しかなかったが、その後13か所増え、現在は15か所ある。ただ地域によっては身近に療育の場がない地域もあるのは確かで、今後の課題である。

コ 福祉作業所等の地域活動支援センター（障害者向け）に専門職の配置と送迎支援のために現在の委託金を増額していただき利用者負担をゼロにしていきたい。

【福祉部】

地域活動支援センターについては、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域との交流の促進により障害者の地域活動支援の促進を図ることを目的としている。通所については、自力で通うことが障害のある方の社会性を育てることに繋がるとともに、地域の方との交流を促進することになると考えるので、送迎については原則として行っていない。しかし障害の特性から、また公共交通機関がないといった理由から自力で通うことができない利用者の送迎は可能な限り行なっている。この場合にも利用者負担はない。また、指導員の専門職の配置や待遇改善等については、地域活動支援センターの指定管理者と協議していきたい。

サ 車椅子利用の生徒が地域の学校で普通に学べるようにマンツーマンの介助員を配置し、校外学習にも同行できるようにすること。希望する人全員が入所できるよう、福祉作業所などの授産施設を増設すること。通所で利用できる重度対応の施設整備を進めること。

【福祉部】

福祉作業所は、群馬県の要綱に基づき設置され、障害者が生産又は創作的活動等を行う施設として、重要な役割を担ってきたが、平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター等へと移行することが求められていた。本市が設置するすべての福祉作業所も平成23年4月に地域活動支援センターに移行した。

本市では、地域活動支援センターとして、平成20年に新町地域に新設し、平成23年度には吉井地域、平成24年度には榛名地域それぞれの地域での改築事業（増員）が完了し、新たな施設が開所されている。また、平成24年度は民間の就労継続系の障害者福祉施設が市内に1か所新設され、重度の障害を持つ人の通所施設も、平成24年4月に開所した吉井自立支援センターの他、民間の施設が1つさらに平成25年度は2施設が開設される予定である。

今後も、地域のニーズを見定め、本市の障害者福祉計画に基づく福祉施設の整備に努めていきたい。

【教育部】 車椅子や補助具利用の児童生徒については、移動に危険が伴う場合などで介助員が必要と認められる場合については、配置を行っている。現在は車椅子を利用する児童・生徒5名の介助手を配置している。また、校外学習等にも同行できるよう配慮している。

今後さらに、校内のチーム支援体制等も機能させ、充実した教育が受けられるよう取り組んでいきたい。

シ 障害児の学童保育は施設の増設・充実、スタッフの確保、人件費の補助金を増額すること。

【福祉部】

放課後児童クラブの専用施設は、出入り口に車いす対応のスロープの設置、室内に多目的トイレの設置等バリアフリー仕様とし、障害を持つ児童の入所に対応できるよう整備を行っている。

放課後児童クラブへの委託料については、国の基準額を上回る高崎市独自の補助基準を設け、障害児受け入れに伴う人件費相当分の額も委託料に加算している。

ス 一時介護の施設充実のための補助の拡大、利用料の本人負担の軽減を図ること。

【福祉部】

一時介護の事業としては、本人およびその家族の生活をサポートすることを目的とした登録介護者事業、サービスステーション事業、日中一時支援事業がある。

本市独自の事業として実施している日中一時支援事業は、利用者負担の軽減を図り事業を実施している。

今後においても、各事業内容の充実に努めていきたい。

セ ゆうあい学級の実態を把握して、実情に応じて助手の増員を進めること。特別支援教室での従来の担任制を維持するよう引き続き国に要請すること。就学指導は当該校の担当者ではなくケースワーカーなど第三者を配置すること。

【教育部】

ゆうあい学級の助手の配置については、校長に対してのヒアリング等を行い、子どもの障がいの実態や次年度のゆうあい学級の状況等を考慮して行っている。また、ゆうあい学級の存続については、今後とも継続していく方針を県や国に働きかけていきたい。

さらに就学指導については、高崎市就学指導委員会との連携のもと校長を中心に進めている。

タ 通級指導教室にゆうあい学級の児童も通えるように改善すること。

【教育部】

通級指導については、学校教育法施行規則第140条に規定があり、ゆうあい学級児童生徒は対象になっていない。本市では、通級指導教室との連携を図るなど充実に努めている。

チ 市立養護学校に「幼稚園部」を設置すること。

【教育部】

市教育委員会としては、通級指導教室や平成23年度開設された高崎市こども発達支援センター等との連携による支援を行うことにより、公立幼稚園の中で総合的で有効な支援となるよう努めていきたい。

ツ 保育園・幼稚園・小中学校が障害児を受け入れる際の加配基準を改善する。加配の際は資格を持った専門職員を配置するよう国・県に要請するとともに当面市として増員すること。

【福祉部】

保育士定数については、平成25年4月より施行される高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び保育所運営費負担金等の諸基準で定められた人数により配置することとなっている。

障害児への対応については、障害児の人数や条件等により金額は異なりますが、補助制度を設け、市の補助事業として対応している。また、その他にも特別保育奨励報償費（障害児受入事業）による補助も行っているので、現状ではこれらの制度を活用してもらいたい。

加配基準の改善については、機会あるごとに国・県へ提言していきたいと考えている。なお、市の施策としての増員については、厳しい社会経済情勢から現行制度の範囲内で対応していきたい。

【教育部】

本市、ゆうあい学級の運営は県の基準に基づいて推進しているところである。さらに本市独自の施策として一定の基準を設けてゆうあい助手を配置して、障がいの程度に応じた指導の充実に努めている。

テ 国が削減した障害児受け入れの人件費補助を元に戻すよう国に要請するとともに、当面市が人件費補助額を補填すること。一時介護の施設充実のための補助の拡大、利用料の本人負担の軽減を図ること。

【福祉部】

放課後児童健全育成事業への国庫補助のうち、障害児受け入れクラブの人件費相当分にあたる「障害児受入推進費」は、平成20年度以降毎年度増額されている。市としても国の基準に合わせ、各クラブの委託料に加算している。

一時介護の事業としては、本人およびその家族の生活をサポートすることを目的とした登録介護者事業、サービスステーション事業、日中一時支援事業を実施している。

本市独自の事業として実施している日中一時支援事業は、利用者負担の軽減を図り事

業を実施している。

今後、各事業内容の充実に努めていきたい。

ト 3歳未満の障害児が保育所に入所する場合には、障害児と同様の職員加配を国に要請するとともに当面市が独自に加配すること。

【福祉部】

障害児保育の職員加配については、現在、市の補助事業として実施している。対象となる障害児については、保育に欠け、集団保育が可能な障害児であり、かつ、特別児童扶養手当の支給対象児童又は身体障害者手帳の交付を受けている児童、療育手帳の交付を受けている児童、或いはそれと同程度の障害を有すると児童相談所等の公的機関が認める児童とされており、年齢による職員加配の区別はないものと認識している。

(6) 生活保護について

ア 移送費の取り扱いや車の保有・利用は生活保護法の必要即応の原則、保護の捕捉性などに基づき、社会通念上許される範囲において、自立しやすいよう生活に合理的な自動車の利用は許可することを含め、生活実態に合った保護行政を進めること。

【福祉部】

被保護世帯は、様々な問題を抱えている世帯が多く、また、その生活実態も多岐にわたることから、画一的に対処することなく、個々の実情を考慮したうえで、移送費の支給や車の使用等を適切に判断して適正な保護行政を進めていきたい。

イ 住居や住民関係などから改善のため転居願いが出された場合、基準内の家賃であれば転居を認めること。

【福祉部】

入居間もない場合には、転居に伴う敷金等を認定できない場合があるので、次回の更新時に基準額以内の家賃で転居を認めるのが一般的ですが、個々のケースにより事情が異なるので、詳しい内容を聞きながら対応していきたい。

ウ 老齢加算の復活と、少なくとも物価上昇に見合う保護単価の引き上げを国に要請すること。

【福祉部】

生活保護法は生活困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものと定められている。保護費については、常に一般国民、特に低所得世帯の消費水準と比較して均衡がとれた適切な水準にすることが求められている。少なくともここ数年デフレが続いており物価は上がっていない。

なお、老齢加算については、今後、国の動向を見守りながら、適切な制度運営を図っていきたい。

エ ホームレス等が生活を再建できるよう、住宅の確保・斡旋など支援体制を強め、保護を認定すること。

【福祉部】

現状においては道路、公園、河川、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる場合、その場所を居住地として保護を認定することは考えていない。相談があった場合、住居の確保を前提に生活保護制度の説明を行い、住居の確保が確実

な状態で保護の申請があれば、要否判定を適正に実施したうえで開始の決定をしている。その場合、要件を満たしており真に必要であると認められるときは、上限はあるが賃貸借契約に係る費用について扶助を行っている。なお、現在は、家賃の委任払い等を行うなど貸主の不安をなくし、住宅の確保をしやすくしている。

また毎年、ホームレスの実態調査を行い個々に聞き取りをしながら、状況に応じて生活保護の相談をし、居宅生活への移行を支援している。

- オ 生活保護受給者に対応するケースワーカーを少なくとも一人 80 件となるよう増員すること。ケースワーカーには社会福祉主事をあてるよう資格取得や研修を強めること。相談者のプライバシーを守るためにも相談室を増設すること。

【福祉部】

昨今の経済状況から見て、すぐに景気が回復する見込みはなく、就労可能世代が失業し生活保護申請をするケースが増加している。そうした中、市では国が定めるケースワーカーの配置基準を下回っているため、担当部局と協議をして人員確保を図りたいと考えている。

また、職員の社会福祉主事資格取得については、毎年職員を研修等に派遣してその取得に努めている。今後も引き続き実施していきたい。

相談室の増設については、庁舎管理担当部局と協議したい。

- カ 保護基準など生活保護制度の内容を市民に周知すること。

【福祉部】

現在、市のホームページへの内容掲載をはじめ、社会福祉課の窓口でもパンフレットや申請書を配布するなど、市民への制度周知を図っている。

11 雇用の拡大、中小企業支援について

- ア 市税など助成した誘致企業の移転、閉鎖、規模縮小などは、雇用における社会的責任を果たさせる立場から事前に市との協議を義務付けること。(再)

【商工観光部】

企業の工場撤退や経営破綻に伴い、優遇制度により交付した補助金や奨励金の返還を求める自治体も見受けられる。本市では、企業誘致の優遇措置である「ビジネス立地奨励金」制度と「産業立地振興奨励金」制度について、申請内容に変更又は廃止若しくは中止とする場合の事前の申請（届出）を義務付ける条文を交付要綱に規定している。

- イ 経営、技術向上の相談窓口を常時開設し、専門家も交え対応し育成に努めること。

【商工観光部】

産業創造館では、市内の中小企業者の支援のために、創業、新事業開拓、経営力の向上など様々な経営問題について、気軽に相談できる窓口を設置している。

中小企業の成長を積極的に支援し、経営に関する相談対応や各種の情報提供を行っており、「高崎市ホームページ」や「商工たかさき」等で相談日、相談業務内容の情報提供をしている。

- ウ 雇用 110 番を市庁舎内に設置し、違法な派遣・請負やリストラ、過大な残業、過密労働、サービス残業などについて、実態把握のための窓口・広報やアンケートなどを工夫し調査活動を充実させるとともに支援を強化すること。市民・勤労者の生活を守る立場

で常時相談に乗り、必要に応じ労働基準監督署とも連携し解決にあたること。

【商工観光部】

産業政策課内に市民就業相談員を配置して、毎週火・木曜日に労働相談や就業に関する相談等に応じている。相談内容によっては、高崎労働基準監督署等を案内している。今後も、関係機関と連携を図っていきたい。

エ 派遣切りや解雇など非自発的失業者に対する支援策を強めること。

【商工観光部】

産業政策課内に市民就業相談員を配置して、毎週火・木曜日に労働相談や就業に関する相談等に応じている。

国の雇用創出基金を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの臨時的・短期的な雇用・就業機会を提供し、生活の安定を図るため緊急雇用創出基金事業を実施している。

オ 「緊急雇用創出事業」の復活を国・県に働きかけること。市としても保育・介護・教育・農林業など恒常的な雇用創出施策を強めること。

【商工観光部】

緊急雇用創出基金事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出、提供し、生活の安定を図るため実施されているが、さらに雇用を拡大させるため、基金事業の終了時期が延長された。

市としても、全庁をあげて緊急雇用創出基金事業に積極的に取り組み、雇用の確保に努めていきたい。

カ 最低賃金時給 1000 円への引き上げは、国、県に伝えることにとどめず、官製ワーキングプアといわれることの無いように、市で働く非正規職員の時給 1,000 円以上をめざすこと。合わせて、働きたい希望を無視した雇用（形態）契約やそれに連動した労働条件（有給休暇や各種保険など）の不備は改めること。

【総務部】【商工観光部】

最低賃金は、都道府県ごとに設定されており、現在、群馬県の最低賃金は 696 円となっている。最低賃金引き上げについては、県に伝えていきたい。

市で働く非正規職員の賃金については、正規職員の給与改定等の状況を踏まえ、適正な水準の確保に努めていきたい。また、有給休暇や各種保険などの労働条件については、引き続き法令を遵守し適切に対応していきたい。

キ 所得税法第 56 条の撤廃を国に求めること。

【商工観光部】

所得税法第 56 条は、「事業主と生計を一にする配偶者とその親族が事業に従事していても、対価の支払いは必要経費に算入しない」というものである。もともとは、恣意的に対価を定める等により所得分散を図り、税負担を軽減しようとする租税回避行為を防止するために規制されたものだが、近年の経済の実情にそぐわず不公平を生じている、として見直しの意見があることは認識している。

ク 公契約条例を制定すること。国に対しても公契約法制定を求めること。

【総務部】

公契約に関して、労働者の賃金・労働条件を決め、その内容を実際に現場労働者に適用する規定は、労働基準法・最低賃金法等労働者保護の一連の法令が定められている。

労働関連法規の遵守を徹底し、適正な賃金の確保と労働環境の整備を推進し労働条件の向上を図ることが必要と考える。

ケ 中小企業は依然として厳しい経営環境が続いており、24年度から本市が始めた中小企業経営安定化助成、中小企業向け融資等の支援制度の維持、発展をはかること。

【商工観光部】

本市では、中小企業者の事業所税課税に伴う新たな税負担を軽減するとともに、経営の安定化と市民の雇用の場を確保することを目的に、中小企業経営安定化助成金制度を実施している。

また、融資制度の中で、事業者が最も利用している小口資金について、保証料全額補助を行い、資金繰りの円滑化を支援している。創業者への支援としては、創業時の借入れにかかわる保証料全額補助と5年間の利子補給制度を実施し、事業を立ち上げる際の負担軽減を図っている。いずれの制度についても、25年度も継続して支援を行ってきたい。

12 農林業振興について

ア 中山間地も含め農林業のもつ自然と国土保全の役割にふさわしく、市の重要施策と位置づけること。

【農政部】

農地や山林は、農作物や木材などの物資を生産する機能を持っているばかりでなく、国土保全の面からも重要な役割を果たしている。しかし、農地や山林が健全に管理され、初めて、それらの機能が発揮されることになる。第1次産業の重要性を再認識するとともに、今後とも本市の農林業を推進していきたい。

イ 品目横断的経営安定対策の要件を抜本的に見直し、安心して農業ができる価格保障制度を基本にした経営安定対策を講ずること。市として育成した集落営農組織が集落の水田農業の受託組織として継続発展できるよう、資金・運営面での支援を強めること。

【農政部】

平成22年度から始まった戸別所得補償のモデル対策は「生産数量目標」の達成の有無に関わらず、水田を有効活用して麦・大豆等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保できるよう国から農家へ直接交付される仕組みとなった。また、平成23年度から本格実施した戸別所得補償制度は、対象を畑作にも拡大し、生産が過剰なコメからの転作を促すため、作物の品質や収穫量に応じ支給額を増やす仕組みとした。

また、集落営農組織や基幹的担い手組織については、引き続き、機械施設等の導入における補助や法人化に向けた支援を行うとともに地域農業の担い手集団育成に努めていきたい。その結果、高崎市農協管内の12の集落営農組合が農事組合法人たかさきとして発足し、地域農業の中心的存在として期待されている。

ウ 水田農業の集落営農組織要件を緩和するなど、家族経営も含めた多様な担い手を育成する施策を進めること。農業後継者の育成に努めると共に就農希望者への支援策をさら

に進めること。担い手・後継者の確保と育成のため、生活費の助成や住宅の斡旋、技術・経営研修など市独自の支援制度を創設すること。

【農政部】

集落営農組織の組織要件は市町村特認制度を設け、その面積要件が緩和されている
本市農業振興計画は、家族経営体も重要な担い手と位置づけ、経営改善のための経営指導や経営診断に専門家を派遣するなど、意欲ある多様な農業者の育成に努めている。
また、新規就農者については、経営資金融通による初期投資経費の支援や県等関係機関と連携して研修会等を実施し、後継者の育成・確保に努めていきたい。

エ 地場産農産物の利用拡大を進めること。「地産地消都市」を宣言し、「地産地消促進協議会」の機能化などで推進を図ること。

【農政部】

農商工連携により開設された「まちなか農産物直売所」を、地消事業の拠点として市内産農畜産物の流通・販売活動を促進し、あわせて広報・宣伝活動の取り組みに努めていきたい。

オ 学校給食での地場農産物の利用を増やすため、食材費助成の拡充など支援策を強めること。保育園や病院、福祉・介護施設などでの地場産農産物の利用が増えるよう支援すること。

【福祉部】

保育所給食については、現在、地場農産物の利用に努めているが、今後についてもJAなどから引き続き地場産農産物を購入し、地場産農産物の利用を少しでも増やしていくよう努めていきたい。

【農政部】

学校給食での地場産農畜産物の利用促進を図るため、栄養士とJAとの情報交換会を実施している。また、保育所や病院、福祉施設等に対しても、地場産農畜産物の利用を推進していきたい。

【教育部】

学校給食での地場農産物の利用については、これからも安全・安心な食材を使用していきたい。

カ 強制減反を直ちに中止し、食料自給率向上のため米粉・飼料米などの作付を推進し、主食並みの粗収益を確保できるよう市独自の支援策を行うこと。

【農政部】

平成23年度から本格実施された戸別所得補償制度では、任意選択の考え方を導入し、米については、「生産数量目標」に即して生産される主食用米の生産費と販売価格の差額を補償するため定額部分・変動部分による交付金の直接支払いをした。

あわせて、「水田利活用自給力向上事業」として、麦・大豆・米粉・飼料用米等の戦略作物の生産に対し、生産数量目標の達成に関わらず全国統一単価による所得補償を行っている。

本市では、引き続き、飼料稲（WCS）や飼料米・米粉等の作付けに独自補助を実施し、食料自給率向上と農家所得の向上に努めていきたい。

キ 枝打ち・下草刈り・間伐など森林の保育・保全を強め、高崎産木材の利用拡大を進め

ること。

【農政部】

森林整備で最も重要な関係機関は森林組合であるため、森林組合との連携を十分に図り、森林の保育・保全に努める。また、材木商組合や木材組合との連携も同様に図り、本市林業を推進していきたい。

- ク 被害が拡大するイノシシ、カラスなどの害鳥獣の駆逐対策を抜本的に強化すること。被害補償や駆逐対策経費など国、県と協力し対策を急ぐこと。

【農政部】

駆逐対策経費として捕獲獣1頭当たりの捕獲処分費を増額し、強化を図っていききたい。被害補償については、農業共済制度を有効に利用してもらいたい。有害鳥獣対策は、駆除と防除を一体的に行わないと効果がないため、猟友会などの関係機関と今後も連携を図っていききたい。

13 教育行政について

- ア 「義務教育費国庫負担制度の堅持」と「準要保護世帯への就学援助交付金を復活すること」を国に求めること。就学援助要綱を見直し、対象者は生活保護受給者の1.3程度を基準とすること。また、給食費等滞納者や修学旅行不参加者は経済状況を把握し就学援助制度の活用を図ること。学校だけでなく教育委員会へも申請できるようにすること。

【教育部】

義務教育の水準確保のため、義務教育費国庫負担制度については、その根幹は今後とも堅持しながら、地方の自主性や裁量が生かされるよう、機会があるごとに要望しているところである。また、準要保護世帯への就学援助交付金の復活についても要望していきたい。

就学援助の審査と認定については、要綱で定めた要件で行っていて、認定基準については、生活保護の基準だけでなく申請者の生活状況に応じた対応をしている。給食費等滞納者や修学旅行不参加者だけでなく、制度の活用と申請についても周知していきたい。また、申請については、校長先生の意見を参考としている関係でより迅速に事務処理が進められるよう学校へ提出してもらっている。

- イ 文部科学省が新たに拡充した就学援助制度の、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目一般財源化に伴う支援の準要保護児童への適用を早期に実施すること。

【教育部】

文部科学省が新たに拡充した要保護の就学援助制度を準要保護の就学援助制度への適用について、近年の経済不況から準要保護受給者が年々増加し支給費目を追加した場合の予算負担が大きく現行の就学援助制度自体の認定基準の見直しが必要となることやクラブ活動費では対象が学校別、種目別に様々で認定が困難なことから、準要保護の就学援助制度へクラブ活動費、PTA会費、生徒会費を早急に適用することは大変難しいと思われるが、他市の動向や経済状況を注視していきたい。

- ウ 旅費不足から校外学習の下見なども縮小され、児童生徒の安全確保や学習の充実に支障をきたしている。実費が保障できないほど削減されている出張旅費の増額を県に求めること。

【教育部】

県費負担教職員の旅費については、群馬県教育委員会管理課から予算配当がなされ、各学校への予算配当については、校長会に委ねられ、案分されている。また、旅費の調整については、県教委が仲介して行っている。代表者の下見のための旅費が不足することにより児童生徒の教育活動に支障をきたすことのないよう、適正な予算案分について、校長会で指導を行う。また、予算配当が不足している場合には、群馬県教育委員会へ増額請求を行う。

エ 教員免許状更新制度は廃止するよう、国および県に求めること。

【教育部】

教員免許状更新制の目的を教職員に理解してもらい、現場に混乱を生じないように配慮するとともに、目的に沿った更新講習になるように県に働きかけていきたい。

オ 引き続き小・中・高で 30 人学級の拡大と正規教職員の増員を広げるよう国、県に働きかけるとともに、市独自に正規教員の採用・配置を進め 30 人学級を進めること。また、わずかな転出で学級数が減少にならないよう配慮すること。

【教育部】

きめ細かな指導の充実に努め、教育環境の向上を図るため、群馬県教育委員会において、「ぐんま少人数クラスプロジェクト」を推進している。今後も 30 人学級をさらに広げるよう県に働きかけていく。なお、市独自の 30 人学級については難しい状況にあると認識しているが、個に応じたきめ細かな指導がより一層行き渡るよう、教科指導助手等を配置するなどして少人数指導の充実に努める。

学級については、「群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編制基準」に基づいて編制している。

カ 教師の人格と人権を尊重し、民主的な教育現場をつくること。すでに実施されている「新しい人事評価制度」については教職員の多様な意見を聴取し再検討すること。少なくとも苦情処理・異議申し立てができる第三者機関を設置すること。

【教育部】

教師の一人ひとりの人格と人権を尊重し、お互いに気持ちよく教育活動に専念できるような民主的な教育現場づくりに努めていきたい。

また、教職員一人ひとりの意欲の向上につながる人事評価の実施を目指していくために、評価者である校長及び教頭への人事評価制度の研修等を充実させ、評価能力や職員の能力開発、モチベーションの向上に必要な面談スキルを高めるなどの人事評価制度の円滑な実施に努めていきたい。さらに、苦情処理・異議申し立てができる第三者機関の設置については県の動向を見据えて検討していきたい。

キ 「教科指導助手」「学校支援員」など市費負担教職員の賃金を、自給 1000 円、月額 17 万円を下回らないようにすること。実態を議会に報告し、月額 17 万円以下の場合には勤務形態等も考慮し直ちに改善すること。

【教育部】

市費負担の教職員は、児童生徒にとって充実した教育ができるように配置しており、その賃金は県内市町村の雇用の様子や、本市の臨時的雇用の賃金等に鑑みて設定している。

ク 少人数学級を推進し、すべての子供に目が行き届くように教師の定員増をはかり、学習支援が真に必要な児童生徒への支援充実もすすめること。

【教育部】

群馬県教育委員会において推進する「ぐんま少人数クラスプロジェクト」を拡充し、少人数学級をさらに広げるよう県に働きかけるとともに、市独自に教科指導助手や学校支援員等を配置し、少人数学習の推進や個に応じたきめ細かな指導の充実に努める。

ケ 子どもの人権を尊重し、子どもの成長、発達を中心とした教育を推進するため、学校、地域、家庭の連携を強化すること。

【教育部】

今後とも豊かな心を育成し、子どものよさを引き出し、伸ばす教育を充実させ、一人ひとりの実態をよく見て、一人ひとりを大切にしたい。個に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、関係機関との連携をより一層深め、児童生徒の健全育成に努めていきたい。

コ いじめ、体罰、暴力を根絶すること。きめ細かく生徒の状況が把握できるようにいじめ・不登校問題など素早く対応できる教育相談活動・体制の強化などを充実させること。

【教育部】

「高崎市の学校教育」の基本方針に、学級の温かい人間関係づくりを明示し、これを基盤に学校教育を進めている。特にいじめ・不登校の予防のために、組織として生徒指導委員会や教育相談部会の機能を生かし、学校全体で取り組むチーム支援体制を確立できる体制づくりに努めている。毎月のいじめアンケート実施や定期面談、随時実施する面談等を通して努めている。なお、いじめの根絶に向けて「学校におけるいじめ防止プログラム」に基づいた取組を学校全体で実施している。また、不登校対応として「不登校アクションプラン」を活用した校内体制支援を活性化させている。さらに、スクールカウンセラー等の専門家を小学校への拡充配置や学校支援員の全校配置を行うなどの人材活用も図っている。

サ 全国いっせい学力テストへの参加は取りやめること。

【教育部】

調査の目的は、全体的な学力等の状況を把握し、授業改善や指導に生かすことで、平成22年度から抽出校で実施し、それ以外の学校については希望により実施している。平成25年度は、数年に一度の「きめ細かい調査」として、対象学年の全児童生徒を対象とした調査になるので、本市でも全小中学校で実施する。

シ 教育現場で日の丸、君が代を強制しないこと。

【教育部】

国旗・国歌については、学習指導要領に基づいて指導が行われているところであり、「入学式や卒業式などにおいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するもの」とされている。

今後とも学校教育における国旗国歌の取り扱いについては学習指導要領に基づいて実施していくよう指導していきたい。

ス 学校二学期制から三学期制への移行は教師・生徒にとって新たな負担が予想される。

子ども、保護者、教師の意見集約と実態調査を継続し、必要な支援を行うこと。その結果は速やかに公表すること。

【教育部】

平成23年度、高崎市学期制検討委員会を発足し、保護者、教員からも意見を聞きながら、検討を重ねてきた。その結果、平成25年度より二学期制の成果を踏まえた新たな三学期制へ移行する。

子どもたちや教員が負担にならぬよう、今後も保護者や教員からも意見を聞き、子どもたちにとって充実した学校生活を送れるよう努めていきたい。

セ 教材費など保護者の負担軽減を進めること。新1年生の算数セットは学校備品とすること。

【教育部】

保護者の過負担にならないよう努めていきたい。算数セットなど子どもが個人で所有し、活用する教材教具については、今後も保護者負担でお願いしたい。

ソ 校外学習のバス代は移動音楽教室と同様に市の負担とすること。対外試合や県大会出場などの課外活動における児童・生徒の移動についてバスのチャーター代など補助すること。

【教育部】

音楽や理科などの学習上必要なバス代について市負担で行なっている。小学校4年生の社会科見学のバス代も市が負担している。

市教委の主催している小学校の水泳大会及び陸上大会等は、本市からの補助金でバスを借り上げ輸送している。しかし、県大会については、各学校数名ということで保護者をお願いしている。また、中体連の大会については、市大会は補助金とし、県大会のバス借上費等は市で負担している。

タ 義務教育は無償化の観点から給食費について、無償化を目指すこと。当面、中学3年生から実施し順次拡大を目指すこと。

【教育部】

大切な税金を未納分の食材費につき込むことのないよう、今後も園児・児童・生徒の身体をつくる学校給食の食材の費用であることを理解いただき、負担をお願いしたい。

チ 特別支援教室の定数が7名のままになっているが、児童の障害程度など特別支援教室の実情に応じて市独自の加配による学級増を図ること。

【教育部】

ひとりひとりのニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うために、特別支援特配を県に要望しているところである。市独自の加配による学級増は現状では難しい状況にあると認識しているが、児童生徒の障がいの特質や程度にあわせたカリキュラムによる個別指導を基本とし、ひとりひとりのニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を実施していきたい。

ツ 栄養士と正規給食技士の1校1名配置を引き続き堅持すること。欠員補充は正規職員として対応すること。

【教育部】

栄養士と正規給食技士の1校1名配置については、継続していきたい。

テ 学校校務員の2名配置を引き続き確保すること。学校・通学路の安全対策を進めること。

【教育部】

学校の環境整備や安全対策における校務員の役割はより重要となっていると考えられ、また、平成23年度から実施している共同作業による成果もあり、今後も基本的には2名の配置を考えている。

通学路の改善については、各学校に対して「安全・安心な通学路の確保に向けた定期的な点検」を組織的に行うよう指示し、通学路の危険個所についての報告を求めている。

この報告に基づいて、警察・県土木事務所・市民部地域交通課・建設部管理課・道路維持課等と連携を図り、現地調査を実施し、安全・安心な通学路の確保に努めている。

ト 全校の学校図書室に専任司書を配置すること。現行の図書事務職員については嘱託もふくめ市雇用とすること。

【教育部】

本市では、昭和42年度から学校図書館事務取扱者を全校に配置するため、学校図書館運営補助金を予算化し、補助してきたが、平成23年度から市臨時職員として市で採用した学校図書館指導員を全校に配置している。これにより、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能がさらに高まるよう、環境整備や図書館運営・読書指導等に努めていきたい。

ナ 図書館と公民館図書館、学校図書館、経大図書館のオンライン化をさらに進めること。図書館職員の正規職員化をすすめること。当面、希望に応じた勤務形態を保証し保険や休暇等の労働条件を改善すること。

【教育部】

公民館図書室については、倉賀・倉渕・寺尾・大類・中川・長野公民館の6つの図書室とのオンライン化を実施し、図書館資料の貸し出し・返却やリクエストの受け付けなど、地域の拠点として活用されている。

また、インターネット上で群馬県内の各市町村立図書館、大学図書館などの蔵書を一度に探すことのできる「群馬県内図書館横断検索」により、経大図書館も含めた県内の公共図書館や大学の図書館の所蔵検索ができる。検索の結果、利用者が希望する資料は、「相互貸借制度」により、中央図書館（地域館も含む）を介した利用が可能となっている。

図書館職員の正規職員化については、業務の内容に応じて正規職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員が役割分担し、効率的に業務を進めているところである。臨時職員の雇用は、高崎市臨時職員取扱要綱に基づき、希望に応じた雇用時間、労働基準法の定めに応じた年次有給休暇の付与、社会保険や雇用保険の適用を行っている。

今後も、IT機能の活用など質の高いサービスを図りながら、充実した職員体制を確立していきたい。

ニ 社会教育支援のため、各種団体、サークルに対して公民館、学校、市役所など公共施設の一層の開放を進めること。

【財務部】

市庁舎の開放は、1階市民ロビーおよび中2階ロビーは、午前7時30分～午後10時30分まで、21階展望ロビーは午前8時30分～午後10時まで開放している。

その他の会議室等については、執務室との関係もあり、市民情報及び行政情報など情報の流失防止のための管理や警備上の問題から開放は難しい状況である。

【教育部】

社会教育支援のため、学校施設の開放は、設計当初から住民利用が可能な特別教室として建設し利用してもらっている。

学校教育課程の時間外に、学校施設を市民に提供する場合、学校施設全体における機能区分を考慮する必要がある。学校教育に支障が生じない範囲において、要望の趣旨が実現できるよう努力していきたい。

ヌ 公立幼稚園での送迎バスを運行すること。

【教育部】

公立幼稚園については、保護者の経済的負担を極力押さえた形で幼児教育の役割を果たしているため、今後も送迎バス等の運行計画はありません。

ネ 給食の食器については安全性を最優先し、強化磁器製などへの切り替えを検討すること。

【教育部】

子どもたちの安全面を中心に既存の施設・設備への適合性、働く者の労働負荷や経済性等を考慮し、食器の選定を行いたい。

ノ 合併した旧町村のすべての学校・園での自校方式学校給食をすすめる「自校方式拡充事業」について吉井地域も含めて早急に整備を進めること。

【教育部】

支所地域の学校給食の自校方式化については、既に榛名地域の全小中学校、群馬地域の桜山小学校、群馬中央中学校、新町地域の新町第一小学校、箕郷地域の箕郷中学校で実施済である。平成24年度は新町第二小学校、新町中学校で自校方式の給食室を建設中で、新町地域は平成25年度から全小中学校が自校方式に移行する。今後も計画的に整備を進めていきたい。

ハ 「人権尊重都市宣言」にふさわしく、憲法にうたわれた基本的人権を守るための総合的な人権施策を更に推進すること。

【市民部】

人権施策の推進にあたり、人権課題に対する現状認識と、これまでの実施事業の効果等を検証することにより、人権啓発や人権相談体制等の充実を図り、人権尊重都市宣言にうたわれている「人と人とのふれあいを大切にし、誰もが生きがいをもって暮らすことができる高崎市」の実現を目指して、今後も様々な人権課題に対する施策を推進して行きたい。

14 教育施設改善について

ア すべての学校（公私保育園、幼稚園も含む）の耐震診断と補強・補修を早急を実施すること。学校が自主的に使える軽微な補修予算を増額すること。

【福祉部】

公立保育所においては、順次耐震診断を行っている。

また、私立保育所についても耐震診断及び補強工事が必要なところには国や県からの補助制度の活用を検討していきたい。

【教育部】

学校施設については、耐震診断の結果に基づき耐震補強工事を実施している。今後も継続して耐震補強設計、耐震補強工事を実施し、早期の地震に対する安全確保に努めていきたい。

補修予算については、修繕料を学校園に配当しており、簡易な補修等は学校園で直接執行することが可能となっている。また、配当予算を使い切った後に、さらに修繕が発生した場合についても、追加配当を行い、児童生徒の安全確保に努めている。

イ 市民の社会教育活動を支援できるよう、施設整備と民間も含めた施設確保をすすめること。

【教育部】

各地域の人口や地域の意向等を考慮し、公民館の配置を検討し、安全で利用しやすい公民館の整備を進め、市民の社会教育活動を支援する。

ウ 学校施設、社会教育施設で、車椅子対応を含め、スロープ、手すり、トイレなどのバリアフリー対応を進めること。

【教育部】

学校施設については、スロープ、手すりはほぼ完備されているが、今後もバリアフリー対応には努めていきたい。トイレについては、最低でも1箇所に1つの洋式便器を設置する予定で作業を進めている。

エ プールに日よけを設置すること。

【教育部】

高崎市内の全てのプールには日よけは設置されているが、プール改築の際には紫外線対策も考慮し大きめの日よけを設置するようにしている。また、各学校で所有するテントの活用も図っていきたい。

オ トイレの改修は早急を実施すること。

【教育部】

学校トイレの大規模改造は平成12年度から着手し、平成24年度までに26校実施した。平成25年度以降も計画的に実施すると共に、随時状況に応じて改修を行いトイレの環境改善を図っていきたい。

カ すべての公立幼稚園にプールを設置すること。

【教育部】

公立幼稚園8園には園児用のプールが設置されている。

キ 幼・小・中・高へのエアコン設置を早急に進めること。

【教育部】

現在、エアコンの設置については、校舎の改築にあわせて電力負荷の軽減が図れる太陽光発電とセットで設置している。既存校舎については耐震補強工事の進み具合を見な

がら効果的な手法を研究していきたい。

ク 学校耐震化、防災機能の強化を推進すること。

【教育部】

学校施設については、耐震診断の結果に基づき耐震補強工事を実施している。今後も継続して耐震補強設計、耐震補強工事を実施し、学校施設の早期安全確保に努めていきたい。

また、避難所としての機能が期待される体育館を建替える場合は、多目的トイレ、男女別の更衣室、テレビアンテナの設置を標準仕様とし、避難所機能を充実していきたい。

ケ 太陽光発電設備等の設置、高断熱化等の老朽改修並びに節水型トイレ整備等の設置など該当施設への具体化。

【教育部】

太陽光発電設備については、倉渕中学校、佐野中学校の校舎に設置済、現在建設中の塚沢小学校の校舎で工事発注済となっている。今後も、校舎等の建替え時には、設置することを基本に計画を進めていきたい。

校舎の高断熱化、節水型トイレ等省エネ機器の導入も、建替え、大規模改造工事の際に積極的に取り入れていきたい。

15 経済大学について

ア 大学運営にあたっては連携を図り必要な支援を講じること。

【総務部】

大学との連携を図りながら、公立大学法人の設置者として必要な支援に努めていく。

16 子育て支援について

ア 憲法第 25 条・児童福祉法第 2 条・24 条の理念に基づいた公的保育制度の堅持・拡充すること。「子ども・子育て新システム」の問題点から子どもを守るために、父母や保育・幼児教育関係者の意見を聞きながら、現行保育水準を守り、改善していくよう国に働きかけること。保育・子育て予算を大幅に増額して国際水準に近づけるよう国に働きかけること。

【福祉部】

現在、国においては平成 27 年度から「子ども・子育て新制度」の実施に向けた準備が進められているが、新制度においても児童福祉法 24 条の理念は引き継がれることとなっている。本市としては、引き続き公的保育制度の実施に努めるとともに、保育・子育て予算の確保に努めていきたい。

イ 児童福祉施設最低基準は国の責任で堅持・拡充するよう国に働きかけること。条例制定に当たっては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では従来の国最低基準を下回らずゆとりある基準にすること。

【福祉部】

地域一括整備法により、保育所の最低基準については、中核市においては中核市が定めることとなり、平成 24 年 12 月議会定例会において、国から示された基準を踏まえ、高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したが、この条例の中では、国の基準を上回る条項として、非常時の協力体制を確保するため地域住民等

との連携を図ることや、給食の自園での調理に関する努力義務を追加している。

ウ 「子どもの貧困」についての実態調査を行うと共に、その結果にもとづいた施策の拡充を図ること。

【福祉部】

子どもの貧困は、その世帯に起因すると思われるので、実態調査は困難であると考えられる。一般的に低所得が考えられるひとり親世帯に対しては、国の児童扶養手当制度や、市単費での、ひとり親家庭への小学校入学・中学校卒業祝金、交通遺児手当の支給を行っている。

また、母子家庭高等技能訓練促進費や自立支援訓練給付金の利用による就業支援で生活状況の向上を図り、貧困による育児困難ケース等については、関係機関との連携により対応している。

さらに、高崎市福祉事務所では、生活保護世帯における貧困の連鎖を断ち切るために、中学生を対象とした「高校進学プログラム」を活用した援助を行っている。

内容は、保護受給世帯の中学3年生を対象としたプログラムで、福祉事務所、保護者、学校の三者が連携を図り、全日制高校への進学を推進するもので、それらに係る費用を援助したり、他の制度を併用して就学できるように情報提供を行い、経済的な不安を無くし勉強に集中できる環境を整えている。

具体的には、高等学校就学費として、学習支援費、教材費、通学費、入学準備金等を扶助することなどで、今後もこれらを積極的に進めていきたい。

エ 保育所運営費の国庫負担金を元に戻すよう国に働きかけること。

【福祉部】

保育所運営費については、保育の質の低下を招かぬよう必要額の確保に努めるとともに、保育制度の充実については機会あるごとに国に働きかけていきたい。

オ 保育料を引き下げること。保育料減免要綱の周知を図ること。

【福祉部】

保育料については、厳しい財政事情ではあるが、少しでも家計の過重とならないよう、国が定める基準額より低額の保育料徴収基準額を設定している。また、国の税制改正等があった場合にも、保護者への負担増とならないよう、配慮が必要な場合には検討していきたい。

保育料の減免については、保護者の死亡等世帯に急激な状況の変化等があった場合や、現在の所得が前年に比べて著しく減少したと認められる場合に適用しているが、負担の公平性等を考慮し、保護者世帯の実情を勘案したうえで判断している。減免措置制度については、より一層の周知に努めていきたい。

カ 入所希望者が全て入所できるよう施設整備（新設、定員増）を進めること。

【福祉部】

本市では、保育所への入所を希望する児童の動向を注視しながら、保育所の増改築等の施設整備を実施することにより、定員増を図っている。また、恒常的に定員を超えている保育所については定員増を促すことにより、今後も施設の充実と受入れ枠の拡大等、必要な措置を講じていきたい。

また、平成25年度からは、保育士を予め確保することによって、児童を受け入れた

園に対する保育所入所待機解消支援事業補助金を創設することにより、年度途中における保育所への入りにくさの解消に努めるとともに、公立保育所においては、職員を配置し年度途中の入所者の受け入れを行っていききたい。

キ 保育士定数の改善を進めること。当面1歳児を4：1に、3歳児を15：1に、4・5歳児を20：1にすること。

【福祉部】

保育士定数については、高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び保育所運営費負担金の諸基準により、1歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1とされているが、補助事業として、1歳児については5：1、3歳児については18：1の基準で保育を実施している。

ク 国の基準に該当する延長保育を実施している保育園に対し、補助金を基本分と加算分を合わせたものにする。公立での延長保育実施園を増やすこと。

【福祉部】

国が実施する延長保育促進事業については、既に11時間を超えて延長保育を行なう場合に交付する基本分と、延長時間及び対象児童数に応じて交付する加算分を合わせて交付を行っている。また、公立保育所における延長保育については、現在3園で実施しているが、高崎市次世代育成支援行動計画・後期計画に基づき、検討していききたい。

ケ 管外委託児受け入れの場合も、補助金など管内と同じ扱いとすること。

【福祉部】

管外保育所入所については、依頼市町村と受入市町村との合意により、依頼市町村の費用負担で実施している。そのため、受入市町村が単独で実施する補助事業については、依頼市町村と受入市町村との間で制度の違いがあることから、現状ではお互いの補助事業については考慮しない場合が多くなっている。今後、必要に応じて当該市町村との協議を進めていききたい。

コ 子育て支援センターを早急に増設すること。自主的に子育て支援事業を実施している保育園に対し、市の子育て支援センターとして認定すること。

【福祉部】

子育て支援センターについては、現在16ヶ所で実施しており、今後も次世代育成支援行動計画に基づき推進していききたい。また、市の委託を受けずに自主事業として実施しているところもあるようだが、子育て支援に関する市の広報やパンフレット等で市の委託事業と同様に市民に対して周知を行うとともに、地域間のバランスや需要を考慮しながら、今後市の委託事業化について検討していききたい。

サ 公立保育所での栄養士複数配置をすすめ、民間保育園での栄養士配置への支援を強めること。

【福祉部】

栄養士の配置については、現在、保育課内に正規の栄養士1名を配置して、公私立保育所における給食の指導・助言にあたりるとともに、栄養摂取等にかかる相談に応じるなど、保育所への支援体制の充実に努めている。また、公立保育所においては嘱託栄養士2名が配置されているが、今後も児童の食育に対する充実に努める観点から、引き続き栄

養士の増員について検討していきたい。

シ プールの日よけ設置費用を市の負担とすること。

【福祉部】

公立保育所においては、各保育所の予算において設置をしている。

私立保育所においては、私立保育所施設振興費補助金を活用して設置をお願いしているところである。

ス 各種補助金を以前の水準に戻すこと。

【福祉部】

国と地方の税財政の見直し等により、国・県の負担金削減や一般財源化が実施されているが、今後、国・県との連携を図りながら、多様化する保育に対応できる実効性のある補助制度の実施に努めていきたい。

セ 学童保育の指導員の待遇改善や施設運営のための補助金を増額すること。補助金の算定と運用にあたっては施設運営に支障が出ないように配慮すること。研修費用、社会保険事業主負担分などを補填すること。急用、病気時のための代替要員を確保すること。

【福祉部】

放課後児童クラブは、安心・安全な生活の場として利用児童の健全育成が図れるよう、直営の4クラブを除き、各クラブの運営委員長と委託契約を締結し運営を行っている。運営費用は、保護者からの保育料と市からの委託料で賄われている。市からの委託料は、国の補助基準以上の基準額となるよう毎年度見直しを行っている。

研修費用、社会保険事業主負担分と項目を指定しての補填はしていないが、委託料の範囲内で対応してもらっている。また、従事に係る指導員の健康診断については、健康診断料として人数分の補助額を委託料に加えている。

なお、指導員の雇用は各クラブ単位に行っており、緊急時の人員配置を市から充当することはない。業務委託という運営形態からして、市が代替要員を確保しておく予定はない。

ソ 学童保育所の施設の実態調査を行い、「施設整備指針」に基づく整備を急ぎ、過密解消を進めること。専用施設整備は少なくとも年2施設ずつ進めること。

【福祉部】

放課後児童クラブ設置については、吉井地域の一部を除き全小学校区で平成21年度までに完了している。利用児童数の増加による大規模クラブの分割・クラブ室の増設、専用施設を持たないクラブのクラブ室建設等、順次施設整備を進めている。

タ 第4次総合計画にある児童館「2館新設、5館に」を早期に建設すること。

【福祉部】

新設を含め現在市内には児童館5館、児童センター2館（1館は民設民営）が配置、整備されている。

チ 現在運行されている保育園・幼稚園の送迎バスは存続を図ること。

【福祉部】

送迎バスの存続については、臨時職員（運転手）の高齢化や送迎バスの耐用年数など

考慮すべき点があり、これらを含め総合的に検討していきたい。

ツ 児童公園など子どもの遊び場を増やし、トイレを設置すること。遊具の点検、照明の設置、樹木の刈り込みなど安全対策を講じること。

【都市整備部】

地元からの公園設置の要望があり、公園用地を提供してもらえる場合には、市で新しく公園の整備を行っている。トイレについては、既設のトイレを水洗に改修し利用度の高い公園から順次計画的に新設している。遊具の点検は、平成21年度から市職員の通常点検のほかに、専門点検、精密点検を専門業者により実施している。また、河川敷の緑地等にはソーラー式の照明を新設している。

公園内の樹木については、地元の要望や防犯上の観点から造園業者により剪定を実施しているが、より一層の安全対策を講じていきたい。

テ 病児・病後児保育を市の施策と位置づけ拡充すること。当面、実施している保育園や医療機関への支援策を講じること。

【福祉部】

本市では、「病後児対応型」として独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター内において、看護師1名、保育士1名を配置し病後児保育を実施している。また、病児保育についても、平成23年度から、高崎市の補助事業として実施している。

なお、保育中に体調不良となった場合に、緊急的な対応を図るための「体調不良児対応型」の病（後）児保育については、平成20年度から、看護師の配置等、国が示した要件を満たした実施園に対して国の補助基準に基づいて補助を行っており、引き続き、支援を行っていきたい。

17 男女共同参画社会の実現に向けて

ア 男女共同参画や市民公益活動などを推進する拠点施設となった市民活動センター（ソシラス）を利用者（団体）に意見をふまえた運営を行い、利用者の意見を反映できる場を設けること。市街地からの利用者の低廉なアクセス（交通）を確保すること。

【市民部】

市民活動センター（ソシラス）全体については、所管の社会教育課を中心として関係3課で連携しながら、利用者（団体）の意見を踏まえた運営を図る。

男女共同参画センターに関しては、施策推進の拠点施設として、主に「講演会など啓発・広報活動、情報提供、相談業務」などを展開しているが、講演会などの際の参加者アンケートなどにより、市民（利用者）の意見や要望を把握し、今後の施策推進に反映していきたい。

交通アクセスについては、市民活動センターの所在する群馬支所周辺は、民間の路線バスが複数あり、市内循環バス「ぐるりん」も4系統と、公共交通機関の利便性は確保されていると思われる。

イ 男子職員の育児休暇取得を奨励すること。

【総務部】

今後とも制度の周知はもとより、職員研修などを通じて意識の向上を図り、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備も図っていきたい。

ウ 「男女共同参画条例」を実効あるものにするため、行政から独立した苦情処理機関の設置など、審議会や女性団体の意見をもとに制度の改善に努めること。

【市民部】

市条例や男女共同参画計画における施策展開に関する苦情の対応については、市自らが、迅速かつ適切に対応することが重要と考えている。

内容に応じて、男女共同参画審議会に報告し意見を求めるなど、様々な立場や観点からの対処を踏まえ、対応していきたい。

エ 市の幹部職員（特に部長級）への女性の登用を進めること。

【総務部】

女性職員の管理職登用については、職域の拡大や能力開発、能力・実績に基づく適材適所の人事配置を進めていく中で、本人の昇任希望なども考慮しながら、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

オ 地域・職場における男女による差別がまだまだ続いている実態があるので、解消に向けた指導を行うこと。

【市民部】

平成23年度の男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果分析では、「地域の団体・組織の役員や運営に女性の参画が少ない」という地域活動の実情や、「男性は、育児・介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」、「賃金（昇給）の面、昇進（昇格）の面で、男女に差がある」などが意識される職場の現状が明らかとなっている。

条例や男女共同参画計画に基づく施策の展開により、地域社会や地域活動における積極的な男女共同参画や、事業所における休業制度等の確立と取得しやすい職場の環境づくり、処遇面の男女差の解消などを働きかけたい。

18 同和対策について

ア 同和団体への特権的補助金は直ちに廃止すること。

【市民部】

部落解放同盟高崎市協議会、地域人権運動連合会高崎市協議会ともに、広く人権問題に取り組む団体であり、本市の人権施策を推進するうえで、協力関係を保ちながら適正な補助を行う必要があると考えている。このような状況の中においても、補助金の見直しは必要なことであり、段階的な見直しを実施しているところである。

イ 人権プラザ・交流館は地域住民に開かれた施設とすること。

【市民部】

人権プラザは、地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、広く活用されているものと考えている。

【教育部】 担当課：社会教育課

市内17交流館は、広く市民に開かれた社会教育施設としての活用を図っている。今後も、地域住民の交流が一層高められるよう取り組んでいきたい。

ウ 同和対策のための特別な係や窓口の設置、施策の新たな展開、人権教育に名を借りた同和啓発は行わないこと。

【市民部】

市は、様々な人権課題に対して、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための施策を推進するところであり、同和問題についても、重要な人権課題の一つであると認識している。このような観点から、今後も人権啓発の施策の推進に努めていきたい。

エ 公民館などの利用団体に対し、同和団体が主催する「教育・啓発活動」への強制的な割り当て参加要請は行わないこと。

【教育部】

今後も自主的に参加できる教育・啓発活動の展開を工夫し実施していきたい。

オ 合併で新設された第3種住宅の早期解消と一般施策への移行を進めること。

【建設部】

合併で承継した支所地域の市営住宅についても他の市営住宅と同様に適切に運営管理していく。

19 文化、スポーツについて

ア 群馬交響楽団の拠点となる音楽専用ホールやコンベンション施設について、規模・予算も含め市民合意のもと、県と協議して進めること。

【都市整備部】

大規模なコンベンション施設は県に委ねることとした。また、音楽ホールについては、クラシックをはじめとした広いジャンルに対応可能なホールとする。引き続き市民合意のもと、県と協議して進めていきたい。

イ 獅子舞、山車、太鼓など地域文化の保存育成に努めること。

【総務部】

地域の長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた伝統民俗芸能は、市民共有の財産であり、将来にわたって確実に継承して発展を図っていく必要があるため、伝統民俗芸能祭りの開催や獅子舞大会の開催、記録映像の作成など、伝統民俗芸能の保存・継承と活性化に引き続き努めていく。

ウ 練習施設も含め、演劇、音楽などの文化活動の育成に努めること。

【総務部】

市庁舎でのロビーコンサートや楽器セミナー、新町文化ホールでのバンドフェスティバル、シティギャラリーでの高崎ゆかりの演奏家による夢奏人コンサート、市民参加によるダンス・演劇の開催など、芸術文化活動の育成のための取組みを進めている。

今後も、市民が芸術文化活動を活発に行っていくことのできる環境の整備に努めていく。

エ 市民やスポーツ団体などが手軽に使えるスポーツ施設の整備、充実を進めること。特に芝生の多目的グラウンドとスケートボード練習場の整備を急ぐこと。

【教育部】

スポーツ施設の整備充実は、市全体の適正配置、利活用の見直しを進める中で、市民ニーズに即した施設の整備を検討していきたい。

オ スポーツ施設は障害者も利用できるように施設の整備・改修を進めること。浜川温水

プールへの車椅子利用者通路の改善も含め施設内での移動の障害除去を急ぐこと。

【教育部】

浜川温水プールにおいて、車椅子利用者の利便性を図るための施設改修を実施したが、より移動の障害となるものを取り除けるよう検討していきたい。

カ 生涯スポーツを奨励し、施設の提供、器具の貸与などを充実して、振興を図ること。

【教育部】

生涯スポーツ奨励のため、スポーツ施設はもとより地域で気軽に利用できる学校施設の開放も推進していきたい。また、現在軽スポーツ用具の貸し出しを行っており、少しずつではあるが用具の補充も図っている。今後は市民の要望も聞きながら貸出用具の一層の充実を図ってきたい。

キ 文化スポーツ施設の利用料軽減につとめること。障害者・こどもの利用料を減額すること。（特に小中学生の体育施設利用料金の軽減について特段の配慮をすること）吉井地域での施設利用料金を維持すること。

【総務部】

市立美術館とタワー美術館、染料植物園においては、障害者や中学生までの子どもの観覧料又は入館料を無料にしている。

吉井文化会館の使用料については、他の直営文化施設に準じて設定したことにより、合併前よりも減額となっている。

【教育部】

スポーツ施設の利用料は、吉井地域も含め全体的な均衡の取れる見直しを行って行く中で検討を行ってきたい。小中学生の体育施設利用は、スポーツ少年団等による学校開放施設の利用が中心となるので、スポーツ少年団及び同等団体の照明使用料減免を実施している。

ク 文化・スポーツ団体への補助金を減額しないこと。

【総務部】

文化団体の補助金については、可能な限り継続して支援していきたいと考えているが、各団体においても、収入の確保や支出の抑制に努め、補助金に依存しない自立した活動に向けて努力していただくよう求めている。

【教育部】

補助の必要な団体への適正な補助は続けていくが、補助金本来の目的や内容等を検討した上で適正な額を補助していきたい。

ケ 文化スポーツ施設へのぐるりんの乗り入れを進め、駐車場についても必要数の確保に努めること。

【総務部】

進入路等の道路幅員の確保やバスの回転場所の整備、乗り入れによる路線全体の所要時間への影響など、関係機関との十分な協議や検討を要する課題があるので、当分の間は施設近隣の停留所を利用してもらいたいと考えている。

駐車場については、中心市街地など敷地内に十分な駐車スペースを確保することが困難な施設もあり、施設周辺に借地や市有地の一時使用により駐車場を確保しているが、なるべく乗り合わせや公共交通機関を利用して来場いただくよう引き続き呼びかけてい

きたい。

【市民部】【教育部】

「ぐるりん」の回転場所等の整備が済んでおり、進入路等の道路幅員が十分確保されている施設であれば乗り入れ可能と考えるが、乗り入れる事により路線全体の所要時間に影響が出るので、乗り入れに係る所要時間が短く、ある程度のバス利用者増が見込まれる事が条件となる。関係機関との十分な協議・検討が必要と考えている。

また、駐車場の確保も、限られたスペースの中に建つ施設が多く、直ぐに拡張することが困難となっている。そこで、催し物の際は、なるべく乗り合わせか公共交通機関での来場を呼びかけているが、今後駐車場確保についても検討を行っていききたい。

コ 旧、現図書館の敷地・建物の利活用については、利用者や市民の意向を踏まえて検討すること。本町市営住宅跡地の有効活用を計ること。

【総務部】

旧図書館の敷地の利活用については、当面の間、総合文化センター利用者の駐車場として整備し、利便性向上を図って行きたい。

本町市営住宅跡地については、現在のところ総合文化センターの必要な駐車スペースを確保するため、臨時駐車場として活用している。

【建設部】

本町市営住宅の跡地利用については、当分の間、総合文化センターの駐車場として暫定利用していく。本町市営住宅跡地の今後の土地利用については、文化センター一帯の今後の動向をにらみながら検討していく。

【教育部】

旧図書館の建物については、経年による老朽化に加えて、耐震性能が低く補強が必要な建物であると診断されているので、安全性を考慮し、平成25年度は解体工事費を予算措置し、工事を実施する予定である。

20 住宅政策について

ア 入居待機者解消のため、計画的に戸数増を進めること。

【建設部】

入居待機者数は、過去3年においても増加傾向にはなく、老朽化した市営住宅の建替えを優先し、対応していききたい。

イ 並榎県営住宅の建て替えを県に要請すること。

【建設部】

県に要請していく。

ウ 老朽化した市営住宅の建て替えを進め、戸数を減らさないこと。とりわけ旧町村地区での耐震診断・補強を含めた対策を急ぐこと。

【建設部】

老朽化した市営住宅の建替えは、山名市営住宅建替事業を平成18年度から23年度までの5期6か年、戸数が148戸、新町市営住宅建替事業を19年度から21年度までの3期3か年、戸数は72戸を建設計画どおり進めた。

旧町村地区については、住宅や地域の状況を把握し、第5次総合計画後期や市営住宅長寿命化計画等の今後の計画の中で検討していく。

エ 中心市街地では市営住宅建設による定住促進を進めること。

【建設部】

中心市街地では、これまで借上市営住宅の供給により市営住宅の戸数増加を図ってきた。今後は、市営住宅の建替えを検討する際、中心市街地もその候補地として考えていきたい。

オ 高齢者専用の低家賃住宅を整備すること。介護施設と連携したケア付き低家賃住宅の建設を促進、支援すること。

【福祉部】【建設部】

高齢社会の現在、高齢者専用住宅の必要性は高まっているものと認識している。そのため、サービス付き高齢者向け住宅登録制度の活用を支援するなど、高齢者が安心して住むことができる環境づくりを推進している。

なお、介護施策との連携という点においては、本市においては、民間の訪問介護や通所介護事業所が充足しており、ケア付き住宅との連携は図れる環境が整っている。

カ 入居基準（所得基準）を少なくとも改正前に戻し、いっそうの緩和を国に働きかけること。高齢者・若者・子育て世帯への家賃補助制度をつくること。

【建設部】

公営住宅の設置目的が低所得者の住宅確保であることから、基準自体が緩和されると、低所得者の入居が困難になることが想定されるため、国への働きかけについては、慎重に対処することとする。

また、高齢者・若者・子育て世帯への家賃補助については、国の政策にあわせ、今後慎重に対応を考えていく。

キ バリアフリーでの施設整備（エレベーター、手すり、段差の解消など）をすすめること。耐震診断に基づく補強を計画的にすすめること。

【建設部】

基本的にバリアフリーでの施設整備は、団地建替えによって進めているが、エレベーター等は設置可能な団地において、設置する場合の建設コストや新たな電気代等の負担が発生することから、入居者の意見等も聞きながら考えていきたい。

また、耐震診断と補強については、平成19年度に耐震補強設計を実施し、20年度には東金井団地を、21年度に鼻高団地の耐震補強工事を行った。

ク 民間マンションを「公共的施設＝地域」として捉え、適切な管理が行われるよう管理組合に対し情報提供など行政からの支援に努めること。マンション相談など民間集合住宅に対応するセクションを設けること。

【建設部】

今後、住宅相談・案内窓口の設置を検討していきたい。市民向けの住宅に関するバリアフリー化や省エネ住宅の情報、民間マンション管理組合への情報提供なども合わせて検討していきたい。

ケ 住宅マスタープランの策定にあたっては、「住宅は福祉」の視点と生存権を保障することを明確にすること。

【建設部】

住宅マスタープランは、民間住宅及び公共住宅を含めた住宅全般を対象としたもので、安全・安心な住宅・住環境づくり、定住促進とコミュニティの維持、高齢社会への対応等と本市の住宅や住環境に係る多様な課題に対して的確に対応する施策立案のための指針である。基本理念は「いつまでも住み続けたい高崎 だれにもやさしい安全・安心な住まい・地域」として策定をしていきたい。

また、住宅に困窮している市民のため、公営住宅が果たす住宅セーフティネットとしての役割をマスタープランに位置付けていきたい。

- コ 「住環境改善助成制度」は、経済効果も高く、希望する市民も多いことから申請の期間を初年度並みかそれ以上に確保し、周知も図って、より多くの市民が利用できるよ
うにすること。また、所得制限も撤廃もしくは緩和して多くの市民が等しく利用できるよ
う見直すこと。

【建設部】

平成23年度は、広報による周知から申請受付開始までが短いことから、2ヶ月間受付を行い、1,240件の事前申請の申込みがあった。平成24年度の住環境改善助成事業は、4月15日号及び6月1日号の広報たかさきで2回掲載し、ホームページやラジオ高崎で周知を随時行った。申請期間として、7月2日から7月20日まで受付し、昨年同様に1,000件を超える1,066件の申請があった。このことから募集期間の長短による件数の影響は少ないと考えているが、市民の方が利用しやすい申請期間を考えていきたい。

本制度の所得制限においては、世帯の中で一番所得の高い方について400万円を超えないことを条件としている。この所得制限の対象となる世帯の割合は、市内で約8割を占めており、市内の大多数の世帯の方が助成の対象となっている。さらに事業結果をみながら改正点などを研究したいと考えている。

21 都市計画について

- ア 都市計画の事業化にあたっては、事業の必要性、予算規模などもふくめ計画段階から住民参加・合意のもとにすすめること。住民が住み続けられるまちづくりを最優先にすること。

【都市整備部】

都市計画事業の事業化にあたっては、予算規模なども含め計画段階から住民参加・合意のもとに進めているところだが、とりわけ計画地域の住民の居住環境に影響の大きい土地区画整理事業、市街地再開発事業については、今後もなお一層の住民の方々の参加や合意を得ながら事業を進めていきたい。

これからも快適で利便性の高くまた防災上の観点からも優れた、住民が住み続けられるまちづくりを進めていきたい。

- イ 中高層ビル建設許可にあたっては、近隣住民の意見を尊重し、業者との紛争解決のためのあっせんや指導を条例化すること。

【建設部】

「高崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱」では、近隣への周知義務等が定められている。開発指導課では、建設工事に関しての騒音や振動などのトラブル防止を目的とした建築主等と近隣住民間の工事協定書締結を指導するなどの紛争回避を図っている。

条例化については、先進事例を研究していきたい。

ウ 調整区域での開発行為については抑制すること。合併後各地域の市街化調整区域の線引き・区分は住民合意を優先すること。

【建設部】

都市機能の無秩序な拡散を防止し、多くの人々が暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという基本認識の下、平成18年に都市計画法が改正された。この改正法の趣旨にのっとり適正に開発許可制度を運用していきたいと考えている。

【都市整備部】

市街化区域と市街化調整区域の区分（いわゆる線引き）は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化と農林漁業との調和を図りつつ都市の健全な発展を図ることを目的に定められた制度である。本市では昭和46年に線引きを行ったが、現在までこの線引き制度の主旨に基づき市街化調整区域の開発行為を厳しく抑制してきた。今後も線引き制度を堅持するとともに条例の適切な運用を図り、集落環境や営農環境に影響を与えないよう配慮しつつ、市街化調整区域の開発行為を抑制していきたい。

また合併地域の区域区分（線引き）は、県が決定するものだが、「合併協定に基づき合併から10年が経過した後、開発の進行状況により区域区分の必要性が高まった段階で都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を実施する」としており、将来的な検討においては各地域住民と意見交換を重ね適切に対応していきたい。

エ 区画整理事業については現在進行中のものは見直し、新たに着工予定のものは当面凍結すること。群馬中央第2区画整理事業（2の地区）については中止すること。必要な道路整備は街路事業として進めること。

【都市整備部】

区画整理事業については既に、優先度合い等を考慮した効果的な事業の進展を図るとともに、一部事業の延伸及び新規事業の凍結等を含めた全般的な見直しを実施している。

群馬中央第二土地区画整理事業の2の地区の整備方針については、住民要望においても、雨水排水対策、交通安全対策等を踏まえた一日も早いまちづくりが求められている。そのため現在、地権者主体のまちづくり検討会等を踏まえた事業計画の変更手続きを行い、一日も早い事業完了を目指している。

オ 車両の乗り入れ規制など、中心市街地での交通を制限し、市街地シャトルバスなど回遊性のある街づくりをすすめること。

【都市整備部】

本市の都市計画道路の基本的考え方は、3環状12放射型の構成となっている。この3環状の1つを都心部に位置づけ、都心を囲む形で計画をしている。これを都心環状線と呼んでおり、当該路線沿線に自動車駐車場を配置し、郊外地からの来街者にはここに車を置いて都心部を移動してもらい、都心環状線の内側の都市計画道路は公共交通と歩行者に重点を置いた都市空間として計画し、整備を推進しているところである。この基本的な考え方は、昭和61年に策定した、高崎市総合都市交通施設整備計画によるもので、策定から20年以上が経過した現在でも、国でも唱えておりますコンパクトシティの考え方に合致するものである。

今後は、現在進めている施策を継続するとともに、既存商店街と連携した新たな商業核や道路などの都市空間を活用した賑わいを創出し、居住者・来街者が都心部を回遊するまちづくりの施策を検討していきたい。

カ バリアフリー、ユニバーサルデザインにもとづく歩道や公共施設整備を市内全域ですすめること。幅員のせまい道路での車椅子や歩行者への安全対策をすすめること。

【都市整備部】

本市では、高崎駅周辺、総合文化センター及び総合福祉センター周辺を重点整備地域として位置づけ、平成18年11月にバリアフリー基本構想を策定し、生活空間全体のバリアフリー化を進め「誰もが心豊かに暮らせる社会」の実現に向けた整備に取り組んでいる。また、新町駅周辺についても、平成22年度に、その後の整備目標を定めるバリアフリー基本構想を策定した。

今後も、基本構想で設定された事業の計画的推進により、歩道や公共施設等のバリアフリー化を図るとともに、高齢者や障害者を始めとする市民との意見交換会を継続して実施し、バリアフリー化の情報交換等を行なうほか、バリアフリーに対する教育や啓発活動を行なうなど、バリアフリーに対する意識の向上を市民全体で取り組んでいけるように進めていきたい。

キ 競馬場の跡地利用については、住民本位に利活用をすすめること。教育環境や住環境への影響も指摘される場外馬券売り場を撤去すること。

【都市整備部】

周辺住民の意向等を確認しながら、事業主体の県と調整を図っていきたい。

22 上下水道事業について

ア 過剰な水需要予測に基づく「第10次水道事業拡張計画」は、現状の水需要の実態や合併後の広域化した市域の実情に即して見直し、新たな水道事業拡張計画として策定すること。

【水道局】

第10次拡張事業計画は水需要量が増加していた平成6年までの過去10年間の実績をもとに水需要を予測し、平成9年2月12日に目標年次31年度で一日最大給水200,000m³/日として許可を得たが、バブル崩壊以後、水需要も事業系を中心として、減少傾向を示している。

このため、給水コストなどの様々な問題をかかえている地下水から表流水に転換を図りつつ、実態に即した計画へ見直しを行っていきたい。

イ 節水の取り組みを強めること。

【水道局】

従来より、環境保護や資源の節約などの観点から、節水への取り組みは公的機関として率先して進めるべきものと位置づけ、「検針のお知らせ」の裏面利用で漏水発見の早期通報PR、正観寺配水塔の標語広告、そして水道週間での啓発活動など、あらゆる機会をとらえて実施している。また、広報紙「水のめぐみ」においても、水道の情報紙としますます内容の充実したものとするとともに、節水の取り組みにもこれを十分活用して、効果的な啓発活動を進めていく。

ウ 「緑のダム」を積極的に進め、涵養林の拡張を図ること。

【水道局】

かん養林の持つ保水能力により、河川の流量や水質の安定が図られるとともに、植樹は地球温暖化防止の一助になるものと考えている。また、将来にわたって安定した水資源を確保するため、かん養林の整備・保全対策には、でき得る限りの対応を図っていききたい。

エ 地下水の涵養、保全に努めるとともに、市として企業の地下水利用の実態を調査・把握し、必要に応じて規制する。市が「地下水保全条例（仮称）」を制定すること。有機溶剤などの有害物質が浸透しないよう対策に万全を期すること。

【環境部】

地下水の揚水施設は群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、設置の届出や毎年の揚水量の報告が義務付けられているので、市ではそれらの施設の揚水量等の把握に努め、地下水の有効利用を図っていききたい。

また、条例の制定については、県や他市町村の動向を踏まえ、今後の研究課題としていききたい。

有機溶剤等を使用している事業場に対しては、水質汚濁事故防止の啓発や立入検査を実施して使用状況等を確認している。今後も引き続き、有害物質の地下浸透防止のため、調査、指導を実施していききたい。

オ 表流水の汚染を防ぐこと。病原菌汚染対策など流域自治体とも連携して取り組むこと。

【環境部】

河川の水質汚濁の状況を監視するための水質調査を継続して実施している。また、事業場の立入検査による排水基準の遵守状況の確認及び水質汚濁事故等の防止の啓発により、水質汚濁事故の発生抑制に取り組んでいる。万一事故等が発生した場合は、関係機関と連携し被害を最小限にするよう努めていききたい。

【水道局】

表流水の汚染防止並びに病原菌汚染対策については、毎月の水質検査の実施や河川巡視による監視強化により汚染防止に努めている。今後も県食品安全会議事務局、高崎市保健所、流域自治体等関係機関と連携して水質汚染や水質事故の防止を図り、安全な水の確保に努めていききたい。

カ 上下水道事業は基盤整備に莫大な資金を投入し、その多くを企業債に頼ることから数年ごとに物価上昇分をはるかに上回る料金値上げを繰り返してきた。住民負担軽減となるように適切な剰余金処分を行うこと。

【水道局】

環境に優しい節水型社会等の到来とともに給水量の減少傾向が続き、収益も毎年減少しているが、経費の節約や業務の効率化等を進めるとともに、企業債の抑制や削減に努め、現状の料金体系をできる限り維持するよう努めていききたい。

キ 水資源開発などの経費負担は一般会計からの拠出を3分の2まで高めること。

【水道局】

一般会計から地方公営企業への水資源開発などの経費負担については、地方公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤強化を図るため、総務省の自治財政局長通知に基づ

いた繰り出し基準により、一般会計より経費の一部を受け入れているが、今後とも企業会計の経費軽減のため、経費負担の原則に基づき一般会計と協議して対応していきたい。

ク 公共下水は雨水対策を優先させ、城南雨水滞水池など過大な投資の優先化は慎むこと。雨水の利活用と地下への浸透策を進めること。

【下水道局】

城南雨水滞水池については合流式下水道の水質改善において重要な施設と考えており、平成22年度末に完成、平成23年度より運転を開始し、公共用水域の水質保全に寄与している。

雨水対策については、関係部局と連携して協議を行い、必要とされる雨水対策事業を推進していきたい。

ケ 水洗化人口の伸びに鈍化傾向がみられるが、公共下水道の整備を計画的に進めること。認可区域となった地域については区長をはじめ住民への情報開示を進め、合併浄化槽設置への補助を継続すること。未整備地域の下水道敷設については公共下水道の整備に偏ることなく合併浄化槽など地域に適した整備を進めること。合併浄化槽の維持費に補助制度をつくること。

【環境部】

生活雑排水の未処理放流は水環境に多大な影響を与えており、きれいな水を取り戻すために浄化槽法が改正され、平成13年度から新設の場合には合併浄化槽の設置が義務づけられており、既存の単独槽からの転換も推進している。

設置補助については国・県と連携を図り、効果的な助成を今後も実施していきたい。また、補助については全市域へ均衡な扱いとしているが、寒冷地指定の倉渕、榛名、箕郷地域へは上乘せ、水質汚濁防止法の指定地域である倉渕地域には合併処理浄化槽の維持管理費補助の継続など地域特性を加味した運用を行っていきたい。

【下水道局】

快適な生活環境の実現と良好な水域の水質保全のため、下水道認可区域や合併浄化槽区域等を適正に区分し、地域の実情に合わせた効果的・効率的な污水处理施設の整備を図りたい。

コ 上下水道事業の請負契約について、一層の入札制度の改善を図ること。

【水道局】

一般競争入札の拡大、指名競争入札の指名基準等の見直しを図る等、入札制度の改善に努めていきたい。

【下水道局】

市長部局の入札制度に準じて執行しているところだが、今後とも引き続き、国・県の入札制度を参考とし、制度の見直しに努めていきたい。